

令和 8 年度政府予算 及び施策に関する要望

令和 7 年 1 1 月

全国市議会議長会

目 次

評議員会決議

1	多様な人材の市議会への参画促進及び地方議会の機能強化……	2
2	地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進……	7
3	頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び 復旧・復興対策等 ……	10
4	令和6年能登半島地震からの復旧・復興 ……	14
5	東日本大震災からの復旧・復興 ……	17

地方行政委員会

1	地方創生の推進 ……	22
2	参議院選挙における合区の解消 ……	24
3	政治分野における男女共同参画の推進 ……	25
4	消防防災体制の充実強化 ……	26
5	過疎地域の持続的発展 ……	28
6	広域連携施策の推進等 ……	29
7	自治体DX推進への支援等 ……	30
8	基地対策関係予算の確保等 ……	31
9	治安対策の強化等 ……	32
10	領土・主権対策等 ……	33
11	日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減…	34
12	人権救済制度の確立 ……	35

地方財政委員会

1	地方税財政 ……	38
2	地方債計画 ……	41
3	地方公営企業 ……	43
4	国庫補助負担金 ……	44

社会文教委員会

1	少子化対策等 ……	46
2	地域医療施策 ……	49
3	医療保険制度 ……	51
4	保健衛生施策等 ……	53
5	社会福祉施策 ……	55
6	介護保険制度 ……	57
7	雇用対策 ……	58

8	文教施策	59
9	環境保全施策	63

産業経済委員会

1	農業水産業共通対策	66
2	農業振興対策	69
3	林業振興対策	72
4	水産業振興対策	73
5	消費者の信頼確保及び食の安全対策	75
6	中小企業振興対策等	76
7	資源・エネルギー対策	78

建設運輸委員会

1	自然災害対策の推進	82
2	各種交通基盤整備の推進	85
3	都市基盤整備の推進	90
4	観光施策の推進	94

※この「令和8年度政府予算及び施策に関する要望」は、全国市議会議長会第120回評議員会における議決事項及び各委員会要望を取りまとめたものである。

評 議 員 会
決 議

(令和7年11月5日決定)

1 多様な人材の市議会への参画促進及び 地方議会の権能強化

地方分権が進み、市議会の果たすべき役割と責任は重要性を増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には多様化する民意の集約と市政への反映が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会に求められる使命を果たす上でふさわしいものか疑問を呈する指摘もある。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題である。

また、令和5年4月の統一地方選挙では、無投票当選者の割合が高まるなど、特に小規模市議会における議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速化や超高齢化の進展などにより、議員のなり手不足が多くのに広がることが危惧される。多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提案能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、不断の議会改革により、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組み、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

よって、国においては、地方議会の活性化に向けて、下記事項について一体的・総合的に検討し、着実に実現されるよう強く要望する。

記

1 地方自治法改正の周知と主権者教育の推進

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、令和5年4月の地方自治法改正により、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割や議員の職務等が明文化されたことについて十分に周知を図ること。

また、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の市議会への参画促進にも資する主権者教育を一層推進すること。そのため、現在、中央教育審議会が改訂に向けた審議が行われている学習指導要領に「学校と議会が連携した主権者教育の推進」について明記するとともに、出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対し支援を行うこ

と。

2 会社員が立候補しやすい環境の整備

今や就業者の9割を会社員等の被用者が占めていることから、若者や女性を含む幅広い会社員層が市議会の議員に立候補しやすい、また、多様な働き方を活用しながら議員との兼業が認められる環境を整える必要がある。

このため、立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休暇・休職、任期満了後の復職などについて、事業主の理解を得るための取組を進めるとともに、労働基準法をはじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

4 小規模市の議員報酬の引上げ等を促進する財政支援 (議員報酬の引上げ)

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた者でなければ、兼業しないと生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げられるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

(兼業議員のための所得損失手当の創設)

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多く、会社員が議員になった場合は兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、会社員と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当(仮称)の創設を検討すること。

(育児手当の創設)

子育て世代の若者や女性の地方議会への参画を促進するため、育児手当の

支給を可能とすること。

5 政治分野における男女共同参画の推進

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が実施する議員活動と出産・育児、介護等の両立支援のための体制整備、ハラスメント防止に係る研修の実施や相談体制の整備等の取組に対し支援を行うこと。

6 地方議会のデジタル化の促進

- (1) 議会の情報発信、議員に対するタブレット端末の配布、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を充実すること。
- (2) 感染症のまん延や大規模災害の発生により本会議を開催することが困難な場合にオンライン開催を可能とするとともに、出産・育児、介護、疾病等の事情により本会議に出席することが困難な場合においても本会議へのオンライン出席を可能とするなど、地方議会のオンライン開催の取組を支援すること。

7 選挙制度の見直し

統一地方選挙における統一率が低下傾向にある中で、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

あわせて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げや、一般市の議員の候補者を寄付金控除の対象とすることについて検討すること。

8 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
 - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
 - ② 議員の調査研究、政策提案能力の涵養に資する研修会の開催、有識者等との連携、公立図書館や大学図書館等との連携を含めた議会図書室の

充実

- ③ 地域における子ども議会や女性議会の開催、その他市民との連携の強化

9 地方議会の権能強化

(1) 議長への議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

(2) 議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する「契約に係る種類・金額の要件」及び「財産の取得・処分に係る面積・金額の要件」について、各地域の実情や、議決を契約単位とすべきとする判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、地域の実情に即した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

(3) 予算修正権の制約の解消

議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

(4) 再議（一般的拒否権）の対象の明確化

地方自治法第 176 条第 1 項の一般的拒否権は、否決された議決については適用することができないと解されているが、明文化されておらず、議会で否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため、否決事件を対象外とすることを明確に規定すること。

(5) 専決処分の対象の見直し

専決処分の対象について、議会が否決（不同意）した事件を対象外とする旨を明確に規定すること。

(6) 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

(7) 意見書の積極的な活用

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第 99 条

に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

また、各省庁は地方議会が提出する意見書をオンラインで受理できるようにするとともに、その旨を周知すること。

2 地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進

我が国は、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などにより、経済・社会・地域の構造変化に拍車がかかっている状況にある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実、防災・減災対策の推進、こども・子育て政策の強化、地域の資源を生かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、我が国の未来像を幅広く展望し、地方税財源の充実確保をはじめ、地方創生及び地方分権の推進、デジタル社会の実現など、地方行財政の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 令和8年度地方財政対策について

- (1) 地方創生とデジタル化、社会保障、防災・減災などの重要課題や人件費の増加、物価高に対応するため、地方財政の歳出の伸びを十分確保した上で、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債等の特例措置に依存しないこと。
- (3) こども・子育て政策の強化に向け、全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保するとともに、地方がその実情に応じて行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実に努めること。

2 令和8年度税制改正について

- (1) きめ細かな行政サービスを今後も安定的に提供していくため、地方税制を拡充強化すること。その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
- (2) 個人住民税は、地方自治体にとって重要な基幹税であることから、その充実確保を図ることとし、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

なお、所得税・個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合であっても、地方交付税原資の減少分も含め、代替となる恒久財源を確保すること。

- (3) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性の向上や賃上げの促進など、経済対策や政策的措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (4) 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、税負担の公平性の観点から検討し、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業など、地方の財政需要に対応した税財源を安定的に確保できるようにすること。

いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の減収に対する代替となる恒久財源を措置するなど、安定的な財源を確保すること。

- (5) ゴルフ場利用税について、引き続き現行制度を堅持すること。
- (6) 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。

3 地方創生の推進等

(1) 地方創生の着実な推進等

「地方創生 2.0 基本構想」に掲げた「目指す姿」の実現に向けて、関連施策を着実に推進するとともに、総合戦略の策定及び「地域未来戦略」の推進に当たっては、地方の意見を十分に反映し、関係予算を安定的に確保すること。

(2) 東京一極集中の是正

どこに住んでいてもその地域の魅力を享受しながら豊かに暮らせる社会をつくり、東京圏から地方への人の流れを生み出すため、地方への移住や企業移転、関係人口の増加等の関連施策に加え、魅力ある働き方・職場づくりを進め、男女を問わず若者が、積極的に地方での生活を選択できるよう実効性のある施策を展開すること。

(3) 「地方創生推進費」の継続・拡充

地方財政計画における「地方創生推進費」を継続・拡充するとともに、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

4 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への「事務・権限の移譲」と「義務付け・枠付けの緩和」を進めること。

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌基準化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

5 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域間のデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバ等のデジタルインフラを早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報の目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 基幹業務システムの標準化等の安全・確実な実現

地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行については、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に実現できるよう、各自治体の推進体制や進捗状況等も踏まえつつ、万全の対策を講じること。

特に、システム移行経費等に対して全額国費による補助を行う「デジタル基盤改革支援補助金」については、移行作業に必要な額を確実に措置するとともに、移行後の運用経費については大幅な増加が懸念されることから、国が主体となって実態を把握し、地方の負担増とならないよう配慮すること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

3 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策 及び復旧・復興対策等

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。昨年1月1日には「令和6年能登半島地震」が発生し、今もなお、能登地方を中心に多くの住民が不自由な生活を強いられており、被災地では復旧・復興に向け、不断の努力が重ねられている。

また、毎年のように豪雨や台風などに見舞われており、既に本年においても台風の襲来や線状降水帯の発生により、全国各地に深刻な被害がもたらされている。こうした各種の自然災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務であるとともに、災害発生時の避難対策の強化や避難所の環境整備と合わせ、災害発生後の迅速な復旧・復興対策が重要な課題となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策等の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。
- (3) 令和6年能登半島地震の教訓を活かし、復旧・復興の基軸となる道路ネットワークの機能強化に向けた支援を図ること。

2 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

3 土石流対策の強化について

宅地造成及び特定盛土等規制法の運用について、地方公共団体が行うパトロールなど、違法性や危険性の疑いのある盛土等の早期発見につながる取組や、発見した場合の緊急対応や行政処分などが適正に行われるよう、必要となる財政的・技術的支援を行うこと。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組むため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、令和8年度以降も各種施策を切れ目なく実施すること。また、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、十分な財源を確保すること。
- (3) 上下水道をはじめとするインフラの防災・老朽化対策への財政支援の一層の強化を図ること。

特に、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、地方財政計画における公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。

- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、上下水道やその他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。
- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。

- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援制度については、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 住民の速やかな避難行動を促すため、避難所について冷暖房の整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 避難所について、感染症対策をはじめ、衛生・生活環境水準の改善を図られるよう、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などを支援すること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (4) 地方自治体による適時適切な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測精度向上のための二重偏波気象ドップラーレーダーの設置及び迅速な地震速報や津波予警報のための多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。

7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

4 令和6年能登半島地震からの復旧・復興

石川県をはじめ、新潟県、富山県、福井県において甚大な被害を及ぼした「令和6年能登半島地震」の発生から、もうすぐ2年近くが経過しようとしているにもかかわらず、今もなお、能登地方を中心に多くの住民が不自由な生活を強いられている。

発災以来、被災地では懸命な復旧・復興作業が進められているが、復旧・復興作業を引き続き今後も進めていくためには、国の行財政支援が不可欠な状況にある。

よって、国においては、被災者の支援及び被災地域の復旧・復興に万全を期すため、下記の事項について、特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 被災者への支援

- (1) 被災者の心身の健康を維持するため、保健・医療・福祉サービスやメンタルケア等の必要な支援をより充実させること。
- (2) 被災者の置かれた状況に沿ったきめ細かいサービスが切れ目なく行えるよう、被災市町村への人的・財政的支援を充実すること。

2 生活と生業再建への支援

- (1) 被災者が住み慣れた土地に戻ってこられるよう、応急仮設住宅などの整備による被災者の住宅確保を迅速かつ確実に行うとともに、その入居にあたっては、地域コミュニティの維持等に十分配慮すること。また、住宅や宅地の応急修理などへの一層の支援を行うこと。
- (2) 公費による家屋解体への技術支援や人的支援を行い、被災者の生活再建の加速化を支援すること。また、倒壊した空家については、「所有者不明建物管理制度」等を活用するなど、必要な措置を講じること。
- (3) 被災した子どもの学習や心のケア等に必要な支援を推進するとともに、家計が急変した学生等の就学機会確保のための授業料等の減免や奨学金の拡充などへの一層の支援を行うこと。
- (4) 被災した企業や地場産業、農林水産業等について、損傷した関連施設や機械等の設備の早期復旧を図るため、各種補助金や融資制度において特別枠を設けることや税制上の優遇措置を講じることなど、事業者や農林水産業者による経営再建を強力に後押しすること。
- (5) 被災地域における雇用が確保されるよう、事業者への財政措置を講じる

とともに、事業者や労働者からの相談体制を整えること。

3 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の広域処理に係る調整・支援及び被災した廃棄物処理施設の復旧のための支援を引き続き行うとともに、災害時における広域処理に係るかかりまし経費についても更に支援すること。

4 公共施設等の復旧

- (1) 日常生活に不可欠な上下水道をはじめとしたライフラインについて、全面復旧に向けて最大限の支援を行うこと。
- (2) 大きな被害を受けた道路、橋梁、市庁舎、鉄道、空港、港湾などの公共施設、医療関連施設及び文教施設などの復旧を図るため、最大限の支援を行うこと。また、被災した公共施設の解体についても、財政支援の対象とすること。
- (3) 大雨等による洪水や土砂災害等の二次被害を防止するため、治山・治水対策を早急に実施すること。

5 観光産業復興に向けた支援

- (1) 継続的な旅行需要喚起策の実施やふるさと納税の活用などにより、被災地域の観光需要や経済活動の回復を図ること。
- (2) 被災した観光拠点や観光資源の再生に向けた復旧計画の策定やまちづくり、復旧後の誘客などの取組に支援を行うこと。

6 財政支援措置

- (1) 被災者の救援・救護、被災地域の復旧・復興、災害廃棄物処理、災害応援、行政機能の維持その他の災害対応に要する様々な財政需要を的確に把握し、十分な財政支援措置を講じること。
- (2) 財政支援にあたっては、被災地や被災者の分断に繋がることのないよう、公平・平等を期すこと。

7 原子力災害対策の見直し

今回の地震を踏まえ、早急に「原子力災害対策指針」を検証し、適宜、見直しを行うとともに、地方自治体が策定する原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画の見直しに対して、支援を行うこと。

8 復興のまちづくり

- (1) 被災地における復興に向けたまちづくり構想・計画の策定への支援を行うとともに、被災地のニーズに応じて、復旧・復興事業を行うために必要な応援職員について、中長期的な派遣を引き続き行うこと。
- (2) 被災地の各所で発生した液状化被害について、復旧に留まらず、再発防止の観点から、公有地・民有地の一体的な液状化対策を積極的に支援すること。
- (3) 住宅・建築物の耐震基準等を満たすための改修に対して、積極的に支援すること。
- (4) 今回の津波による被害や分析を踏まえた津波対策について、積極的に支援すること。

9 人的支援の調整

地方自治法に基づく中長期派遣職員や対口支援職員について、要望数に対して不足することのないよう、関係機関との調整を十分に行うこと。

5 東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災の発生から14年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の心のケアや被災企業への支援、農林水産業の再生等に加え、令和5年8月からALPS処理水の海洋放出が開始されており、風評被害への対応等、解決すべき課題が山積している。

また、物価高騰等が市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼし、被災者一人ひとりが直面している課題は様々であることから、被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応が必要となっている。

よって、国においては、人口減少や産業空洞化等の中長期的な課題を抱える被災地全体が持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、下記事項について特段の措置を講じることを強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 「第2期復興・創生期間」における財政支援

- ① 震災復興特別交付税等地方財政措置について、被災地の実情に応じ、継続的な措置を講じること。
- ② 地盤沈下に伴う雨水排水対策として雨水排水ポンプ場を増設したが、雨水排水施設の維持管理費用について特別な財政措置を講じること。

(2) 被災者の生活再建支援等

- ① 被災者の生活再建や心のケア・見守り等に向けて、第2期復興・創生期間が終了したのちも、必要な財政措置を講じること。
- ② 災害援護資金の償還について、自治体の国に対する償還期限を延長するとともに、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成措置を講じること。
- ③ 生活保護、介護、保健・医療について、被災地の実情に応じた支援措置の充実強化を図ること。
- ④ 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。

(3) 地域産業の復旧・復興への支援

- ① 水産業及び関連産業、地元企業や商店街の本格的な復興など地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- ② 交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造す

るため、新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。

(4) 伝承活動への支援

震災の記憶と教訓を後世に伝承していくため、人材育成、研修、情報交換など伝承活動の環境整備に取り組むこと。

2 原子力発電所事故災害への対応について

(1) 復旧・復興の加速に向けた予算の確保等

- ① 原子力災害からの創造的復興を成し遂げるため、今後も国が前面に立って、風評払拭や健康管理、心のケアなどに取り組むこと。
- ② 汚染状況重点調査地域の指定解除後においても、健康影響等が懸念される箇所が新たに判明した場合には、不安解消や環境回復措置について永続的な支援策を講じるとともに、将来的に国の責任において実施すること。
- ③ 第2期復興・創生期間が令和7年度までとなっているが、復興・風評払拭の取組は、風化させることなく継続していくことが重要であることから、「第2期復興・創生期間」以降においても、福島県全域を対象とした復興・再生に係る支援措置の継続と震災復興特別交付税を含め、十分な財源の確保を図ること。
- ④ 福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動に係る税の優遇措置（風評税制）を活用し、風評の払拭と産業経済の活性化を図る必要があることから、本制度を令和8年度以降も継続すること。

(2) 除染の推進及び除染土壌等の適切な運用管理等

- ① 山林の除染手法に関する調査研究を強化し、効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- ② 現場保管における搬出困難事案の解消について、制度設計と財源の確保を行うとともに、将来的に、搬出困難事案の対応は国の責任において最後まで実施すること。
- ③ リアルタイム線量測定システムの配置の適正化にあたっては、関係自治体や地域住民の意向を十分に踏まえ、配置基準や諸手続きを示すこと。
- ④ 仮置場等の土地返還後、農地の機能回復が十分に図られない場合の補完費用の財政措置に柔軟に対応するとともに、農作物等の減収等が生じた場合の財政措置を講じること。
- ⑤ 除去土壌等の福島県外最終処分に向けた計画を提示すること。
- ⑥ 放射性物質による汚染への対応について安全基準や具体的対策を示す

とともに、除染費用や放射性物質の濃度測定等に要する経費の全額を国において負担すること。

- ⑦ 農林業系汚染廃棄物について、処理加速化事業を継続するとともに、適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管のため、技術的・財政的支援を継続すること。

(3) A L P S 処理水の海洋放出に係る適切な対応

- ① A L P S 処理水の海洋放出が開始され、中国等においては日本産食品の輸入が規制されるなど、今後更なる風評が懸念されていることから、万全の措置を講じるよう、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対し強く指導すること。
- ② A L P S 処理水の海洋放出に関する科学的安全性を担保するため、海水や魚類等のトリチウム濃度について、海洋放出完了まで詳細な海域モニタリングを実施し、正確に情報を発信するよう東京電力に求めるとともに、同社に対し強く指導すること。
- ③ トリチウムの分離技術については、公募により国内外から提案のあった技術の実用化の可能性を前向きに評価し、東京電力として当該技術の実用化に向けて全力を尽くすとともに、同社に対して強く指導すること。
- ④ 汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するように、国内外の様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じるよう東京電力に対し求めるとともに、指導すること。
- ⑤ A L P S 処理水の処分が完了する最後まで全責任を持って万全の対策を講じるとともに、一日でも早く福島第一原子力発電所の廃止が完了するように、廃炉作業の着実な進捗に全力で取り組むよう、東京電力に対し指導すること。
- ⑥ A L P S 処理水の海洋放出による影響を受ける全ての事業者の生業が継続できるように、万全の支援策を講じるよう、東京電力に対し指導すること。

(4) 健康管理体制の充実

- ① 福島県県民健康調査における甲状腺検査結果について、より詳細な推定甲状腺被ばく線量を用いた検討をするなど引き続き適切に評価するよう努めること。
- ② 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。

(5) 産業の復興と再生

- ① 原子力災害に伴う風評を払しょくするための取組を強化するとともに、

風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、東京電力に対し強く指導すること。

- ② 原子力災害に伴う風評は、ALPS処理水の海洋放出の影響も加わり、観光産業に深刻な影響を及ぼしているため、観光地のハード整備、各種観光施策や風評被害対策として実施するブルーツーリズム推進支援事業等について財政措置を講じること。
- ③ ALPS処理水の海洋放出に伴う新たな風評の発生は、企業誘致活動や地域経済への影響が少なくないため、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金と同等の補助制度を創設するとともに、工業団地やインフラの整備など企業誘致に係る助成制度の充実を図ること。
- ④ 安全な農産物を提供するため、効果的な放射性物質吸収抑制技術を確立するとともに、吸収抑制対策に係る支援の継続と拡充を図ること。

(6) 原子力損害賠償の適切な実施及び迅速化

- ① 被災者が独自に行った除染費用や個人・法人及び自治体が被ったすべての損害に対し、適切で迅速な賠償を行うよう、東京電力に対し強く指導すること。
- ② 原子力災害に伴う市税等の減収分及び住民の各種検査や風評被害対策に要する費用などについては、原発事故との因果関係が明らかであることから、迅速かつ確実に賠償を行うよう、東京電力に働きかけること。
- ③ ALPS処理水の海洋放出により損害が生じた場合には、円滑に賠償するスキームを構築し、速やかな賠償を実施すること。

(7) 被災者支援

- ① 避難指示区域等における国民健康保険の被保険者について、長期に及ぶ減免措置に伴う納税・納付や滞納整理に係る経費への財政支援を継続するとともに、高齢者をはじめ被災住民のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援を実施すること。
- ② 避難住民の一時帰宅等の経済負担を軽減するため、高速道路の無料措置を継続するとともに、その適用範囲を拡大すること。

(8) 捕獲した有害鳥獣の処理

増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。

地方行政委員会
(令和 7 年 7 月 4 日決定)

1 地方創生の推進

地方自治体では、これまで地方創生に係る施策の推進に努めてきたところであるが、若者や女性が地方から流出し東京圏に集中する流れは変わらず、加えて想定を超える人口減少により地方の産業衰退や日常生活に必要なサービスを維持することが課題となっている。

国においては、今後10年を見据えた地方創生2.0の基本構想を閣議決定したところであるが、我が国の活力を取り戻すためには、その着実な推進を図るとともに地方に対する国民の意識の変容を促すことが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 魅力ある地域づくりの促進

どこに住んでいてもその地域の魅力を享受しながら豊かに暮らせる真の多極分散型社会をつくるため、若者や女性にも魅力ある働き方・職場づくりや社会変革・意識改革を進めるための施策ならびに地域における日常に必要なサービスを持続的に提供できる体制を整備するための施策を講じるとともに、豊かな自然環境や文化資源といった地域の潜在能力を活用した雇用の場を創り出すため、地域独自の魅力をいかした新たな産業の形成や高付加価値化により地方の稼ぐ力を高めるための支援を強化すること。

2 地方移転等の促進

- (1) 過度な東京圏への一極集中を是正し、地方への人の流れを促すため、政府関係機関の地方移転と企業・大学の地方分散を促進する取組を積極的に推進すること。
- (2) 都会から地方への人の流れを促し、移住・定着につながるとともに地域活性化に資する「地域おこし協力隊」の更なる成果を上げるため、任期終了後の定着に向けたより一層の支援策を講じること。
- (3) 地方における雇用の創出を促す地方拠点強化税制の適用期限を延長するとともに、制度の拡充を図ること。
- (4) 人口減少下においても多様な人材が地域と関わりを持ち、その活力を高めることができるよう「関係人口」の拡大に向けた支援を拡充すること。

3 地域における多文化共生の推進

今後、外国人住民が一層増加していくことが予想されることから、地方自

治体が整備、運営する多言語による行政・生活情報の提供、相談体制の一元的窓口等外国人受け入れに係る環境整備に対する財政支援を拡充すること。

4 孤独・孤立対策について

- (1) 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金等の財政措置を拡充するとともに、孤独・孤立対策に活用可能な補助金・交付金や活用事例について、地方自治体に情報提供すること。
- (3) 孤独・孤立対策においては、市区町村と都道府県との連携及び都道府県による後方支援が必要であることから、孤独・孤立対策全般に係る都道府県と市区町村の役割分担を明確化するとともに、標準的な連携モデルを提示すること。

5 物価高騰・関税対策について

物価高騰に直面する生活者や事業者には地方自治体が、必要な支援を行うことができるよう財政措置を拡充すること。また、米国の関税措置が我が国の物価や事業者等に与える影響が不透明であることから、対策に万全を期すこと。

2 参議院選挙における合区の解消

二院制を採る我が国において、参議院は、憲法制定以来一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

平成 28 年参議院選挙において、人口が少ない県単位の選挙区を統合した初の合区による選挙が実施された。その後、比例区に「特定枠」が設けられたが、令和 4 年 7 月に実施された参議院選挙においても、合区 4 県の投票率が合区制度の導入前と比べて低い水準のままであり、合区に起因した弊害が深刻度を増している。

合区による選挙は、住民意思を適切に代表する制度とは言えず、人口のみで単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への一極集中を是正し、地方自治体の活性化を目指す地方創生の流れにも反する。

また、現在、合区対象は鳥取、島根、徳島、高知の 4 県であるが、今後、大都市と地方の人口格差が更に拡大し、合区対象県が増えることも懸念される。

よって、国においては、我が国の民主主義と地方自治を守るため、合区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう強く要望する。

3 政治分野における男女共同参画の推進

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律が、令和3年6月16日に公布・施行され、政党、国、地方自治体のほか、衆参両院、都道府県、市町村の各議会がそれぞれ政治分野における男女共同参画の推進に積極的に取り組む関係機関として明示された。

また、各議会において関連する実態調査や環境整備、相談窓口の設置、人材の育成等が義務付けられており、今後、各種施策の積極的な展開が求められている。

よって、国においては、地方自治体の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を実効性のあるものとするため、必要な法制上の措置のほか、所要の財政支援を行うよう強く要望する。

4 消防防災体制の充実強化

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、集中豪雨、豪雪、竜巻、山火事等による大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

各市町村は、火災や自然災害等から住民の生命、身体、財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているが、今後発生が危惧される大規模災害に迅速かつ的確に対応できるよう更なる消防防災体制の充実強化が必要である。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

また、多発する大規模林野火災を踏まえ効果的な対応策について検討し、必要な車両・資機材の整備等体制強化に向け必要な支援を行うこと。

2 消防防災通信ネットワークの充実強化

消防活動の指揮命令を支え、消防活動の遂行に不可欠な消防救急無線の運用に係る諸課題へ対応するため、財政措置を充実強化すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行政無線の整備促進及び維持管理経費に対する財政措置を充実強化すること。

3 消防広域化事業に対する財政措置の充実強化

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を踏まえ、消防の広域化の推進に当たっては、引き続き必要な財政措置を充実強化すること。

4 消防団の充実強化

地域の防災力の強化を図るため、安全対策も含めた装備の充実や装備基準の抜本的見直し、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の処遇改善のため、財政措置を充実強化すること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを図ることにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動を充実強化すること。

5 災害備蓄品等の整備

各自治体の災害備蓄品の購入費用に対する財政措置の対象を拡大するとともに、継続的なものとする。

また、大規模災害時に衛生的で安全なトイレ環境を確保するため、市町村独自では整備することが困難なトイレカー（トイレトレーラー）について、全国を網羅するよう広域的な整備を図ること。

5 過疎地域の持続的発展

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、食料、水及びエネルギーの安定的な供給機能を有するとともに、豊かな自然や歴史・文化を有し、国土・自然環境の保全や森林による地球温暖化防止等に大きく貢献している。

一方、過疎地域では、人口の減少、少子高齢化の進展など厳しい情勢が長期にわたり継続しており、多くの集落が消滅の危機に瀕していることから、総合的な支援が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 過疎地域に対する財政措置の充実等

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額確保とともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう財政支援を拡充・強化すること。

また、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤の確立、多様な主体の協働による地域社会の活性化等総合的な過疎対策の充実強化を図ること。

2 地方選挙における投票時の移動支援に要する経費の全額措置

現在、2分の1が財政措置されている地方選挙における投票時の移動支援に要する経費について、地方に負担を強いることなく選挙人の投票機会を確保するため、国政選挙と同様、全額国費により措置すること。

6 広域連携施策の推進等

人口減少、少子高齢化など地域社会を取り巻く環境が大きく変容する中において、地域の持続可能性を高めるためには、各市町村において、基礎自治体として担うべき役割を踏まえ、市町村間の広域連携をはじめ、自主的な市町村合併、都道府県による補完等の多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できることが有効である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 広域連携施策の推進

- (1) 定住自立圏・連携中枢都市圏や一部事務組合、広域連合など事務の共同処理制度等の広域連携施策を引き続き推進するとともに、今後も地域の実情に応じた柔軟な連携を図ることができるよう対象要件の更なる緩和を図ること。
- (2) 定住自立圏・連携中枢都市圏については、その推進経費に係る所要額を確保するとともに、構成市が担う役割に応じて適切な財政措置を講じること。

2 合併市町村に対する財政措置の充実

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- (2) 普通交付税の合併算定替終了後においても安定的に行財政運営を行うことができるよう、合併市町村の実態を十分反映した交付税算定を行うこと。
- (3) 今後合併する市町村に対しても、十分な財政措置を講じること。

7 自治体DX推進への支援等

地方自治体においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ、地方自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などデジタル社会の構築に向けた取組を進めている。これらの取組にはそれぞれ目標年度が定められているが、円滑に実施するためにも、各地方自治体の現状に応じて十分な支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 自治体DXの推進

- (1) 各地方自治体のデジタル化の現状を十分に把握し、システム導入・維持・更新に際しては、地方自治体のニーズに即した財政支援を行うこと。
また、各地方自治体のデジタル人材の確保・育成に向けた支援を拡充すること。
- (2) AI（人工知能）・RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等の全国的な共同運用・共同利用を積極的に推進すること。
- (3) 情報セキュリティを取り巻く脅威は変化しており、各地方自治体に取り組むセキュリティ対策に継続的な支援を行うこと。

2 マイナンバー制度に係る取組強化

- (1) マイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。
なお、利用範囲の拡大により地方自治体に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。
- (2) マイナンバーカードと各種免許証等との一体化など国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関との適切な連携により、確実な実現を図ること。
- (3) マイナンバーカードの利用拡大に当たり生じている誤交付や誤登録事案に関して、国民の幅広い理解と信頼を得るため、各省庁、地方自治体及び関係事業者が一体となったチェック体制や誤った情報紐付けの防止を担保する制度の構築に取り組むこと。

8 基地対策関係予算の確保等

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上など諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。しかしながら、基地関係市町村の財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 基地交付金・調整交付金の所要額確保

固定資産税の代替的性格及び基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金の所要額を確保するとともに、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。

2 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、更なる補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であることから、所要額を確保すること。

3 米軍機による低空飛行訓練の中止

訓練空域周辺住民の日常生活への悪影響に鑑み、米軍機による低空飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対して、更なる働きかけを行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って防音対策等の予算措置をはじめとした必要な措置を講じること。

9 治安対策の強化等

近年、社会情勢の変化に伴い犯罪が極めて複雑・多様化しており、インターネットを利用した犯罪の増加や匿名・流動型犯罪グループによる事件が続発しているとともに、犯罪に占める再犯者の割合が高くなっている。

治安対策に加え、高齢運転者による交通死亡事故が相次いで発生するなど交通安全対策も課題となっている。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 治安対策の強化

- (1) 暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実、再犯防止推進のための人的・物的基盤を整備するとともに、地方自治体や民間団体等の関係者との連携・協力を図ること。

2 運転免許証自主返納者に対する支援

高齢運転者が、運転免許証を返納しても生活を維持できる環境を整備し、地域における安全な生活を実現するため、地方自治体が行う運転免許証の自主返納を促進する取組に対し財政的支援を行うこと。

3 北朝鮮による拉致問題の早期解決

北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに拉致問題の真相究明に向け、国際情勢に鑑みて、時機を逸することなく、国を挙げて全力で取り組むこと。

10 領土・主権対策等

戦後長い年月を経た現在においても、我が国には依然として領土問題が存在している。領土問題は、国家の主権にかかわる重大事項であり、一日も早い平和的解決が望まれる。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 北方領土返還について

- (1) 北方領土問題の解決に向けた断固たる決意と強い意志を持って、ロシアとの外交交渉を粘り強く推し進めるとともに、国内外の世論の喚起高揚に向けた効果的な返還要求運動を推進すること。
- (2) 元島民等に対する援護対策の充実や、社会経済活動に多くの制約を受けている北方領土隣接地域の疲弊解消のための内政措置の充実を、国の責任のもと速やかに実施すること。

2 竹島の領有権確立について

我が国の主権を無視し、国際社会に向けて領土権を既成事実化しようとしている大韓民国に対して毅然とした対応を取るとともに、竹島の領有権に関し、より一層の国民の関心を高めるため、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピール等の対策を強化すること。

11 日米地位協定の抜本的な改定及び 在沖米軍基地の負担軽減

米軍機の墜落事故や市街地での騒音、演習による自然環境の破壊に加え、米兵等による事件・事故が繰り返されるなど、在日米軍基地から派生する諸問題により、周辺地域の住民は常に恐怖と危険にさらされている。

これまで在日米軍基地から派生する事件・事故が発生するたびに、多くの議会や地方自治体は、繰り返し厳重に抗議及び要請を行い、抜本的解決を求めてきたところであるが、政府は裁判権の行使に関する運用の見直しなど、日米地位協定の運用改善により対応してきた。

しかし、在日米軍基地に起因する諸問題の解決には、日米地位協定の運用改善による対応では限界があり、抜本的に改定することが不可欠となっている。

よって、国においては、国民の生命・財産及び人権を守る立場から、「日米地位協定の抜本的な改定」及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、「在沖米軍基地の負担軽減」が図られるよう強く要望する。

12 人権救済制度の確立

我が国では、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待など人権侵害が繰り返されている。

また、インターネットを悪用したプライバシーの侵害や差別情報の流布等の人権侵害も増加している。

よって、国においては、人権問題の解決に向け、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。

地方財政委員会
(令和 7 年 7 月 10 日決定)

1 地方税財政

今日の地方自治体においては、急速に進行する人口減少、少子・高齢化の中、地方創生の推進をはじめ、こども・子育て政策の強化、福祉・医療サービスの充実、地域の防災・減災対策など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある。

一方で、地方財政は、巨額の財源不足が生じる厳しい状況が続いており、継続する人件費の増加や物価高、金利の上昇等にも対応しなければならない。

住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 重点要望事項

- (1) 社会保障関係費の増大をはじめ、地方創生やデジタル化、地域の防災・減災対策、こども・子育て政策の強化などの重要課題や人件費の増加、物価高に対応するため、地方の財政需要を適切に地方財政計画に計上し、地方税・地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応すべきであり、臨時財政対策債等の特例措置に依存しないこと。また、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。
- (3) こども・子育て政策の強化に向け、全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保するとともに、地方がその実情に応じて行うサービスの提供や施設整備などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。
- (4) 物価高騰に直面する生活者や事業者に地方自治体が必要な支援を行うことができるよう、財政措置を拡充すること。
- (5) 公共施設等適正管理推進事業については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保すること。
- (6) きめ細かな行政サービスを今後も安定的に提供していくため、地方税制

を拡充強化すること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図ること。

- (7) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的な確保を図ること。生産性の向上や賃上げの促進などの経済対策や政策的措置は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行うべきではなく、現行の特例措置は、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (8) 自動車関係諸税の見直しに当たっては、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、税負担の公平性の観点から検討し、道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災対策など今後とも増大する地方の財政需要に対応できるよう、税財源を安定的に確保すること。

いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の減収に対する代替の恒久財源を措置するなど、安定的な財源を確保すること。

- (9) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。

- (10) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

2 地方税財源の充実確保

- (1) 個人住民税については、その充実確保を図るとともに、政策的な税額控除を導入しないこと。また、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みであることを踏まえ、制度のあり方を検討すること。

なお、いわゆる「103万円の壁」の更なる見直しを行う場合には、地方交付税原資の減少分も含め、代替税財源を確保すること。

法人住民税均等割についても、広く住民が地域社会の費用を分担するものであることから、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

- (2) 利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、税収帰属の適正化を図ること。

- (3) ふるさと納税制度について、地方自治体の財政に与える影響が拡大して

いることを踏まえ、ワンストップ特例制度を利用した場合に住民税から控除される所得税控除分相当額を地方特例交付金により全額補填するなど、健全な運用に向けた見直しを検討すること。

- (4) 地方たばこ税については、受動喫煙の防止を図るための分煙施設の整備等に積極的に取り組む必要があるとともに、地方自治体にとって貴重な一般財源であることから、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、現行制度を堅持すること。
- (5) 基地交付金・調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地関係施設が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されていることに鑑み、その所要額を確保すること。また、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。
- (6) 事業所税は、都市環境の整備を推進するための財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ることとし、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。
- (7) 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、法人課税に関する国内の税制を整備する場合には、地方法人課税分が含まれる点を踏まえて制度を構築すること。

3 政令指定都市・中核市・施行時特例市に対する税制上の特例措置の充実

政令指定都市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実すること。

また、中核市・施行時特例市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を設けること。

4 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

2 地方債計画

住民生活に関連した社会資本整備を計画的に推進するためには、地方債資金の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方債資金の確保

地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2 起債対象事業の拡大等

起債対象事業の拡大や地方債充当率の引上げ、償還期限の延長等を行うこと。

3 防災・減災関連事業債の充実

緊急防災・減災事業債について、制度を恒久化するとともに、地方の実情を踏まえた対象事業の拡充や柔軟な対応を図り、財政措置を充実・強化すること。

緊急自然災害防止対策事業債について、事業期間を延長すること。

緊急浚渫推進事業債について、今後も災害を未然に防止し、安心して安全な生活ができる河川環境を保持するため、継続かつ安定的な財政支援を図ること。

4 補助災害復旧事業債の過年災分の充当率の引上げ

補助災害復旧事業債の過年災分に係る充当率を現年災分と同率とすること。

5 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生を総合的に支援する特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じること。

6 合併特例債の制度拡充等

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。

なお、建築費単価の上昇により、所要の事業実施に支障が生じないように、適切な措置を講じること。

- (2) 建築資材等の高騰・調達困難など、過去の合併特例債の期限延長が行われた状況に匹敵する不測の事態となっていることから、残事業の着実な推進及び事業費の平準化による後年度の財政負担の軽減のため、限定的に合併特例債の適用期限を延長する措置を講じること。

7 過疎対策事業債の所要額確保

過疎対策事業債の対象事業の拡充や、ソフト分に係る発行限度額の引上げなど所要額を確保すること。

8 公的資金補償金免除繰上償還の再実施

公債費負担の縮減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、対象となる団体、資金区分、年利等の要件を緩和した上で再度実施すること。

9 元利償還金に対する地方交付税措置

地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

3 地方公営企業

交通、病院、水道などの地方公営企業は、人口減少や規制緩和等により、極めて厳しい経営状況に直面している。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 公営企業繰出金等の所要額確保

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2 地方公営企業に対する財政措置の充実

公営交通及び自治体病院の経営基盤を強化するため、財政措置を充実すること。

また、上下水道事業の老朽化対策及び耐震化対策等の施設整備に対する財政措置を充実すること。

3 地方公営企業の広域化等への支援

地方公営企業の事業統合・再編を含む広域化等の取組に対する支援を強化すること。

4 国庫補助負担金

国庫補助負担金は、地方の自由度を高める観点から、国と地方の役割分担の基本に沿って改革すべきである。

特に、地方自治体の事務として、同化・定着・定型化しているものについては、廃止・一般財源化が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 国庫補助負担金の廃止等

国庫補助負担金については、国と地方の役割分担に沿って、国が責任を持って負担すべき分野を除いて廃止し、税源移譲すること。

また、国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素化を図ること。

2 直轄事業負担金制度の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的見直しを実現すること。

社会文教委員会
(令和 7 年 7 月 28 日決定)

1 少子化対策等

我が国では、長年にわたり合計特殊出生率が低水準にあり、令和6年における出生数が過去最少となるなど、少子化の進行は危機的な状況にある。少子化の進行に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことができるような社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 子ども・子育て施策等について

- (1) 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども関連政策を円滑・強力に推進すること。また、真に実効ある取組が展開できるよう、国と地方が実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換・協議を行うなど、地方の意見を反映すること。
- (2) 政府による「こども未来戦略」によって増大する地方の財政負担について、確実にかつ安定的に実施するための財源を確保すること。
また、こども・子育て政策の強化に向けては、全国一律で行う施策と地方がその実情に応じて行うきめ細かな事業を組み合わせることが効果的であることから、地方が行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。
- (3) 「令和5年度補正予算」に盛り込まれた低所得者世帯の生徒の大学受験や模擬試験費用の助成、乳幼児健康診査、こどもの居場所づくりなどに係るこども・子育て支援施策については、将来にわたり確実に財政措置を講じること。
- (4) 市町村が独自に実施している、保育料に対する子育て世帯への経済的負担の軽減について、市町村での格差が生じることのないよう、全国一律で実施すること。

2 保育従事者の処遇改善及び安定的な保育環境の維持・向上について

- (1) 保育士の職員配置基準の改善や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に当たっては、地方自治体によって保育士の人材不足の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、各自治体が円滑に取り組める制度にすること。

- (2) 他産業と遜色のない保育士の処遇改善や研修充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費、保育所等のＩＣＴ化推進等に対する財政措置を講じること。

なお、保育士等の処遇改善に係る公定価格の見直しに当たっては、基本分単価や処遇改善加算など、地域の実情を踏まえた更なる見直しを行うこと。

また、在宅で育児をする世帯など、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。

- (3) 障害児・医療的ケア児等の保育所等での更なる受け入れ態勢の強化を図るための財政措置を拡充すること。また、病児保育事業の実施に必要な財政措置の拡充を図るとともに、保育の質を確保し、効率的・効果的な事業運営に資する広域連携の推進について一層の支援を行うこと。
- (4) 就学前教育・保育施設整備交付金について、各自治体の整備計画に支障を来たすことのないよう、十分な予算額を確保すること。
- (5) 認可外保育施設の質の確保・向上については、児童福祉法に基づく指導監督を徹底するための支援や認可保育施設への移行を進めるための技術的・財政的支援など所要の措置を講じること。
- (6) 認定こども園の普及・移行に際し必要となる施設整備費や運営費について、十分な措置を講じること。また、移行に伴い地方自治体の財政負担や事務が増えないよう配慮すること。
- (7) 保育施設等の園外活動時の安全確保を図るため、キッズ・ガードの更なる普及やキッズ・ゾーンの設置に対する財源措置を講ずること。

3 保育所の待機児童解消等について

- (1) 地域における待機児童の発生状況等を踏まえ、人口減少を含めた地域の課題に応じた保育提供体制を確保すること。
- (2) 保育人材の都市部と地方部での偏在、人口減少による保育士余りの発生など、雇用のミスマッチを改善するための取組を広域で行う仕組みを国主導により早急に構築すること。
- (3) 待機児童であることを証明する保育所入所保留通知書等の取得がなくても、保護者の希望に応じて、子どもが２歳になるまで育児休業の取得延長及び育児休業給付金の受給が可能となる制度とすること。

4 放課後児童対策について

放課後児童クラブについて、待機児童の解消を目指すため、施設整備や人員確保に資する安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保に向けた処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

5 子ども医療費助成制度について

市町村が独自に実施している子どもの医療費助成については、財政力に応じて助成内容に大きな格差が生じていることから、真に医療を必要とする子どもが公平に医療給付を受けられるよう、所得制限や自己負担のない全国一律の制度を、早期に創設すること。

6 不妊治療への財政措置について

不妊治療については、一部保険適用されているが、希望者が経済的負担を理由に諦めることのないよう、支援の充実を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政支援を講じること。

7 児童虐待防止対策について

- (1) 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」及び改正児童福祉法等に基づく児童相談所及び市町村の体制整備に対して必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成・確保への支援の充実を図ること。
- (2) 緊急時において、こども家庭センターが児童福祉法で定める一時保護の権限を行使できるようにすること。

8 子どもの貧困対策について

- (1) 子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、「こども大綱」で示されている教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等について、地方と一体となって必要な支援を加速・充実すること。
- (2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額の更なる引上げなど、ひとり親家庭への支援策を拡充すること。

また、児童養護施設等の小規模・地域分散化に要する施設整備への財政支援の拡充や、「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」による地方の実情に応じた取組への継続的支援を図ること。

2 地域医療施策

地域医療は、深刻な医師不足・偏在や経営問題など、極めて厳しい状況下に置かれていることから、地域住民が安心して一次医療から三次医療まで必要かつ良質な医療を持続的に受けられる施策を講じることが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 医師不足・偏在対策等について

- (1) 「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に盛り込まれた具体的な取組について、制度改正を含め必要な対応に取り組み、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進すること。
- (2) 地域に必要な医師の絶対数を確保するため、医学部入学定員における臨時定員枠の措置の継続や地域枠の増員など、更なる施策及び財政措置を講じるとともに、定員配置等の規制的手法の導入や医師不足地域での一定期間の勤務義務付けなど、医師の地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立すること。
また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。
- (3) 産科医・小児科医の減少による診療科偏在を受け、拠点病院における周産期の医療提供の在り方を再検討するなど、地域の医療ニーズに対応した支援体制を早急に確立すること。
- (4) 産科・小児科をはじめ、女性医師が更に活躍できるよう、子育て支援、勤務体制の整備、復職支援の充実を図り、働きやすい環境の整備を図ること。
- (5) 医師の働き方改革において、大学病院等からの医師の引き揚げの誘発や医師不足による救急医療の縮小等を招かないよう、地域の医療提供体制を確保すること。
- (6) 看護師や助産師など医療を支える専門職の確保・養成及び地元への定着等を図るため、養成機関や研修体制の充実及び勤務環境の改善など適切な措置を講じること。
- (7) 地域医療介護総合確保基金（医療分）については、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とするとともに、将来にわたり十分な財政措置を講じること。
- (8) 救急医療体制を確保するため、二次救急医療機関において不足する医師を安定的・継続的に派遣するなど実効性のある対策を講じること。

2 自治体病院への財政支援等について

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等の政策医療や不採算医療に対し、地方交付税措置等を拡充強化するとともに、自治体病院による診療体制を強化する支援策を講じること。
- (2) 山間へき地や離島における医療を確保するため、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備促進・安定的運営やＩＣＴを活用した遠隔診療の導入など、地域の実情に応じたへき地保健医療対策に必要な財政措置を拡充すること。
- (3) 地域医療構想については、再編統合を前提とせず、地域における意思決定を尊重し、地域の実情に即した柔軟な取扱いを行った上で、必要な支援策を講じること。また、新たな地域医療構想については、国としてのグランドデザイン・将来ビジョンを明確に示すとともに、各地域において、あるべき医療体制の実現に向けた議論が適正に行えるよう支援を行うこと。
- (4) 公立病院の経営強化プランに義務付けられた新興感染症への備えについて、感染症指定病院以外の病院における確保病床等の備えに対する財政支援を講じること。

3 医療保険制度

医療保険制度は、高齢化の急速な進行に伴う医療費の増加等による給付費の増大により極めて厳しい状況にある。こうした中、今後も国民皆保険制度を維持していくためには、医療保険制度を一本化するなど抜本的改革が必要である。

また、抜本的改革の過程においては、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、その運用改善や財政措置等の対策も求められている。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 医療保険制度改革について

- (1) 国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化など抜本的な改革を早期に実現すること。

なお、制度改革に当たっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料（税）負担が生じないよう配慮すること。

- (2) 医療保険制度における給付と負担の見直しを行う場合は、必要な医療への受診抑制につながらないよう、特に高齢者や低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討すること。

2 国民健康保険制度について

- (1) 国民健康保険制度については、平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援を確実にを行うとともに、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。
- (2) 国民健康保険運営の基幹システムである国保総合システムの開発や運用に当たっては、市町村等保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- (3) 国民健康保険制度の普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能については、配分方法等の見直しは行わず、保険者へのインセンティブ機能を担うものとして「保険者努力支援制度」を有効に活用することとし、その評価の在り方など制度の運用について地方と十分に協議を行うこと。
- (4) 国民健康保険に係る療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額調整措置を、子ども医療費以外の制度においても廃止し、国民健康保険運営への

財政支援の充実を図ること。

- (5) 社会保険適用事業所の拡大やこども負担金の徴収など、国の施策に伴う保険者への人的・財政的な負担を強いることがないよう、新たな財政支援及び事務負担軽減を図ること。

4 保健衛生施策等

健康で安全・安心な生活を確保するため、感染症対策、各種予防接種、難病患者対策、がん対策の推進など保健衛生施策等の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染症対策について

- (1) 未知の感染症が再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制の充実・強化を図るとともに、感染症危機に備えた医療提供体制の更なる整備・拡充を進め、実効性を高めること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の後遺症については、国において十分に調査・分析を行い、治療や相談支援等の体制整備を行うこと。

2 予防接種について

- (1) インフルエンザ予防接種について、対象年齢を限定しない定期接種化し、地方自治体の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、当該接種費用を全額国費で措置すること。
- (2) 麻しん（はしか）の感染者の多い 20 代から 40 代が確実かつ速やかにワクチン接種できるよう、当年代に対する予防接種を定期接種化するなど実効性のある対策を講じること。
- (3) 帯状疱疹は 50 歳代以降で罹患率が高くなることから、帯状疱疹ワクチンの定期接種の対象を、50 歳以上の全年齢とすること。
また、予防接種に関する公費助成制度を創設すること。

3 難病患者対策の推進について

- (1) 指定難病の見直しを検討する場合、難病法制定時の「患者数だけでなく、患者の治療状況や指定難病に指定された経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること」との附帯決議を十分踏まえること。
- (2) 指定難病医療受給者証の更新手続について、患者や医師等の立場に立ち、事務手続の簡素化など負担軽減を検討すること。
- (3) 難病患者とその家族や就業が困難な若年患者に対し、医療費など経済的負担の軽減を図るとともに、福祉サービスの提供や就労支援など、難病患者

の実態に合った政策を更に進めること。

4 がん検診への支援について

「がん対策推進基本計画（第4期）」の柱に「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」が位置付けられており、がん検診による早期発見・早期治療を促し、がん死亡の減少を実現するため、これまでの交付税措置だけではなく、新たな補助制度や交付金の創設など必要な財政支援を拡充すること。

5 A Y A世代の女性に対する健康支援制度について

妊娠、出産、そして将来の健康に関連する重要な時期であるA Y A世代（15歳～30歳代）の女性に対して、個々のニーズに合わせたケアを提供し、健康とキャリアのバランスを取りながら、自己実現を果たせるサポートとして包括的な健康支援制度を創設すること。

5 社会福祉施策

すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障害者施策、認知症施策、生活保護制度など社会福祉施策の着実な推進と実務を担う地方自治体への財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 障害者施策について

- (1) 障害者及びその家族が、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らせるために、日中活動の場としての生活介護施設、住まいの場としてのグループホーム施設の整備を計画的かつ確実に行うことができるよう、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について、必要かつ十分な予算を確保すること。
- (2) 障害者総合支援法における自立支援給付のうち、訪問系サービスに係る国庫負担基準を撤廃するとともに、市町村が支弁した額の2分の1を国が負担するよう財政措置を講じること。

2 発達障害が疑われる子どもへの支援について

- (1) 未就学児の療育の質的、時間的な充実を図るため、地域療育センター等の設置を促進すること。
- (2) 発達障害に関する国の専門機関を設置し、保護者への啓発を行うとともに、支援及び相談体制を充実すること。

3 医療的ケア児への支援について

- (1) 地方自治体等が保育・学校・通所支援等の現場で医療的ケア児を受け入れる際の課題について、必要な措置を講じることができるよう財政支援を行うこと。
- (2) 医療的ケア児を受入可能な児童発達支援事業や放課後デイサービス等の事業所の増加など、社会資源不足の解消に向けた財政支援を拡充すること。
また、居宅訪問型の一時保育や居宅で宿泊を伴うケアが可能となる制度の創設など、さらなる地域生活向上に向けた支援を行うこと。

4 生活保護制度について

- (1) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とす

ること。

- (2) 医療扶助費の適正化については、受給者の必要な受診を抑制することなどないよう十分に留意しつつ、慎重に検討すること。
- (3) 生活保護制度の見直しに当たっては、他の社会保障制度への影響を踏まえ、慎重に検討を行うこと。

5 ひきこもりに対する支援について

地方自治体におけるひきこもり支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供、その他の援助や十分な予算措置を講じること。

6 認知症施策について

- (1) 認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を推進するため、認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築や、地域の実情に応じた体制づくりに対する恒久的な財政措置に加え、若年性認知症の人たちの就労の継続を含めた社会参加等、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行うこと。
- (2) 認知症発症メカニズムの解明と予防や治療に関する研究開発を加速化するなど、国による認知症に関する研究・技術開発の促進を図ること。

7 民生委員・児童委員の担い手不足の解消について

民生委員・児童委員の人材を確保する環境は、年金の支給開始の延長や高齢者の労働継続等の社会環境の変化もあってより深刻化していることから、本制度が将来に渡りしっかりと社会に根ざしたものとなるよう、担い手不足の解消に向けた制度の改正及び委員活動費の見直しについて速やかに対応すること。
また、活動内容の更なる周知・啓発を図ること。

6 介護保険制度

介護保険制度の保険者である市町村は、利用者の増加等による給付費の増大などにより、厳しい財政運営を強いられている。今後の超高齢社会に対応し、安定的に制度を運営するためには、市町村における事業実施の状況等を踏まえた制度設計及び各地方自治体への財政支援等の拡充が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 介護サービスの提供体制確保について

- (1) 地域医療介護総合確保基金（介護分）の配分に当たっては、地域包括ケアシステムの構築のためにも、地方自治体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。
- (2) 介護従事者の就労環境の整備及び事業所の安定運営のための財政措置など、介護従事者が働きやすい環境づくり、離職しない体制づくりを行うこと。
- (3) 介護職員処遇改善加算の取得を更に推進するなど、人材確保につなげることに。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮すること。
- (4) 在宅介護の基盤を存続させるため、3年の改定期間を待たず早急に訪問介護の基本報酬の引上げを行うこと。

また、訪問介護事業所の経営難の原因の一つになっている人手不足を解消するため、介護従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

このほか、中山間地域の訪問介護事業所に対するさらなる支援策を講ずること。

2 財政運営について

「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」については、高齢者の自立支援・重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した評価方法とするとともに、評価指標の判断基準を明確にすること。

7 雇用対策

我が国経済は、高水準の賃上げ、企業の高い投資意欲等を背景に、緩やかに回復しており、雇用情勢も改善の動きが見られる。しかしながら、ウクライナや中東情勢などに伴う原材料費の高騰や米国の関税措置等の影響により、今後の雇用情勢は依然として不透明であり、地域雇用対策や若年者雇用対策のより一層の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地域雇用対策について

- (1) 地域住民の雇用の場を確保し、その安定を図るとともに、能力開発・再就職支援対策等を強化すること。また、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。
- (2) 地域における就労の場の確保を目的とした共同作業場施設の老朽化に伴う大規模改修に対して国の支援制度（地方改善施設整備費補助金）の拡充を図ること。

2 多様な人材の活躍促進について

- (1) 若者の就業を支援するなど、地方都市の経済活動を活性化させることにより、地方への人の流れを創出すること。
- (2) 地方で活躍する人材を育成・確保するため、女性や高齢者をはじめ、就職氷河期世代の就業支援等を拡充すること。
- (3) より働きやすい環境を整備するため、正規雇用の拡大や非正規雇用労働者の正規雇用への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図ること。

8 文教施策

各地方自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など様々な施策を展開しているが、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 教職員の人材確保と働き方改革について

- (1) 特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、学習指導要領の円滑な実施、正規教職員の欠員の解消と大量退職への対応など山積する様々な課題に対処できるよう、教職員定数を長期的な視点から計画的・安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や財源の充実確保を図ること。
- (2) 教員の負担軽減にもつながる、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員業務支援員、部活動指導員等の専門スタッフを必要に応じて配置できるよう財政措置を講じること。
- (3) こどもの学びを支える教職員の勤務状況改善のため、教師の働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的・総合的に推進すること。
- (4) 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を拡充すること。

2 35 人学級の実施について

35 人学級を計画的に進めていくに当たって、地域の実情に応じた円滑な移行が図られるよう、公立学校施設等の整備、教職員の確保・質の向上、加配定数の維持等について、地方の意見を施策に反映するとともに、必要かつ十分な財政措置を講じること。

3 小学校外国語教育の整備について

A L T（外国語指導助手）又は外国語専任講師の 1 校 1 人の配置が可能となるよう財政支援措置を講じること。

また、J E T プログラム以外の派遣委託や自治体独自の招聘にかかる経費についても地方財政措置の対象とすること。

4 特別支援教育の充実について

- (1) 特別支援教育について、必要な教職員等の確保や研修等の施策を充実し、

十分な財政措置を講じるとともに、継続的な支援員を確保し配置できるよう、支援員派遣事業の補助制度を創設すること。

- (2) 特別支援学級の学級編制基準について、知的障害児学級は5人、自閉症・情緒障害児学級は3人に引き下げるなど充実を図るとともに、学級数の増加に対する人的及び財政的支援を講じること。
- (3) 特別支援学級の増設等について、教室環境の改善に伴う施設整備に対する補助金の新設、学校施設環境改善交付金の下限額や申請時期の見直しなど財政支援の充実を図ること。

5 栄養教諭・学校栄養職員について

食物アレルギーなど個人の課題にも対応したきめ細かな給食を実施するとともに、更なる食育の充実を図るため、栄養教諭・学校栄養職員の配置基準を早急に見直すこと。

6 学校給食費の無償化について

居住する地域によって格差を生じさせることなく、公教育の機会均等を図り、学校現場での食育を更に推進するため、学校給食費の無償化に向けた財政措置を講じること。

7 いじめ防止対策・不登校支援について

- (1) いじめ防止対策推進法に基づき学校に設置されるいじめ防止対策のための組織について、心理や福祉に関する専門的知識及び豊富な経験を有する者の派遣に対する財政支援措置等を講じること。
- (2) 養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立を図ること。
- (3) 学びの多様化学校設置に係る各種支援（設置当初における運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー等の人件費、教職員研修、広報に要する費用）の支援期間の延長を検討すること。

また、学校法人として設置する学びの多様化学校に係る人件費の補助要件の拡充を検討すること。

- (4) 不登校児童生徒を支援するため、フリースクールなどの学校以外の学びの場の整備・運営や保護者の負担軽減のほか、自治体独自で行っている支援策に対して財政支援を拡充すること。

8 部活動への支援等について

- (1) 中学校部活動の地域展開等については、その必要性・方向性を明確に示し、関係者に対し広く周知した上で、受け皿となるスポーツ・文化芸術団体の整備充実と活動する場所の確保、専門性や資質を有する指導者の確保と教職

員の兼業兼職等指導者に関する諸制度の整備、地域のスポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働を図る役割を担う総括コーディネーターの配置を行うとともに、これらに必要な財政措置を講じること。

また、各地方自治体で実施している部活動支援事業に対して補助制度を創設すること。

- (2) 子どもたちが地域で活動できる総合型地域スポーツクラブの育成等について、環境・条件の整備を図ること。

9 学校のICT環境整備について

- (1) GIGAスクール構想を円滑かつ効果的・継続的に実現するため、通信環境やハードの整備のみならず、学習コンテンツの充実や教員の研修、GIGAスクールサポーターなどICT教育人材の配置充実、有償ソフトウェア、端末機器等の保守・更新費用、ランニングコスト、セキュリティ対策等も含めたICT環境整備に必要な財政措置を拡充すること。

また、学習プラットフォームの導入経費や授業目的公衆送信補償金、ICT人材の配置経費のほか、家庭学習における通信料への補助について長期的な財政措置を講じること。

- (2) バリアフリーへの支援として、タブレット操作をしやすいような補助器具設備、ソフトウェア整備など、学習支援ツールを導入するための継続的な財政支援を行うこと。
- (3) ICTの活用等による学校業務の効率化や事務の精選、勤務時間の適正な管理を行うこと。

10 学校施設の老朽化対策等について

公立小中学校施設等について、新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備、施設のバリアフリー化等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、引き続き十分な財政措置を講じること。

なお、今後は、各自治体への負担を求めることなく、国による地域情勢を鑑みた交付金的な補助制度等として拡充すること。

11 就学機会の確保について

保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償給与制度を堅持するとともに、就学援助や奨学金事業に関わる予算を更に拡充すること。

また、災害からの教育復興に関わる予算を十分に拡充すること。

9 環境保全施策

環境・生態系を保全し、循環型社会への転換を図るため、地球温暖化対策、廃棄物処理対策、リサイクル対策、海洋ごみ対策等の施策が国と地方の連携の下に推進されている。これら施策の実務を担う地方自治体の役割は大きく、その円滑な運営には、各種施策の改善と適切な財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地球温暖化対策について

温室効果ガスの大幅削減に向け、地方自治体が行う再生可能エネルギーの普及とエネルギーの効率的利用を促す取組への支援を拡充強化するとともに、複数の地方自治体が共通目標を掲げ、その達成のために連携して取り組む各種施策の推進に必要な支援を行うこと。

また、地域の課題や現状に応じた脱炭素に資する事業に活用できる、汎用性の高い交付金の拡充とカーボンニュートラルを目指す 2050 年を見据えた長期継続的な財政支援措置を講じること。

さらに、地方における脱炭素に向けた取組を推進するため、人材育成などの人的支援のほか、自治体別の温室効果ガス排出量算定のためのノウハウや情報の提供を行うこと。

2 廃棄物処理対策について

廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置を拡充すること。また、廃棄物処理施設の解体等に対し、適切な財政措置を講じること。

3 海洋ごみ対策について

地方自治体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、引き続き財政措置を講じること。

また、海洋プラスチックをはじめとするプラスチックごみ問題の解決に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進や海洋プラスチックごみ対策の取組強化を図ること。

4 皮革排水処理への支援について

皮革排水処理に対する抜本的な支援制度を創設すること。

5 有機フッ素化合物対策について

有機フッ素化合物（P F O S、P F O A等）については、科学的知見の集積を行い、健康や環境等への影響を明らかにするとともに、効果的な除去等の技術確立などその対策を早急に示すこと。

また、汚染原因を究明しその情報を開示すること。地方自治体が行う水質調査や健康調査などの取組に対して財政支援措置を講じること。

このほか、水環境への対策として、P F O S・P F O Aの環境基準への位置付けについても、早急な対応を行うこと。

産業経済委員会

(令和7年7月17日決定)

1 農林水産業共通対策

農林水産業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。

しかしながら、我が国の農林水産業は、従事者の減少等により生産活動が低下しているほか、昨今の物価高騰等により深刻な影響を受けている。

農林水産業の振興は、食料自給体制等の維持・向上に不可欠であるとともに、地域活性化の要でもあることから、その持続的かつ健全な発展を図るための課題の解決に向けた対策を講じることが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 経営支援対策の充実強化について

- (1) 米国の関税措置の影響を受ける、様々な農林水産業者に配慮した交渉を行うとともに、農林水産業者に対するきめ細かい支援を講じること。
- (2) 消費者に対する米を中心とする食料価格の高騰対策とともに、農林水産業者が安心して経営を続けられる対策を講じるなど、食料安全保障の強化を図ること。
- (3) 物価高騰の影響による減収対応を含め、農林水産業者の資金繰りに支障を来たさないよう、一層の対策を講じること。

また、燃料価格高騰対策について、補填の対象の拡充を図ること。

2 持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 我が国の農林水産業発展のため、農林水産物・食品の輸出5兆円目標の実現に向け、輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押しし、関係省庁が一体となって取り組むこと。
- (2) 新たな市場や付加価値を創出し、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や多様な資源を活用した、6次産業化の農山漁村発イノベーションの取組に対し、十分な予算を確保し、着実な実施を図ること。

3 担い手の育成・確保について

- (1) 農林水産業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の育成・確保対策を推進すること。
- (2) 地域おこし協力隊が任期終了後、新規農林水産業者として定住できるよ

うな支援策を関係省庁が一体となって講じること。

4 野生鳥獣等による農林水産物被害防止対策の充実強化について

- (1) 野生鳥獣による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣被害防止施策に対する支援を充実すること。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金について、今後も継続して有害鳥獣の捕獲に取り組める環境を維持し、捕獲活動をよりよいものに改善するため、同交付金の単価を見直すとともに、将来的な頭数の増加を防ぐため、同交付金の対象範囲を成獣に限定せず、幼獣にまで拡大すること。
また、処理加工施設の補助拡充、未利用部位の利用促進や供給用途の拡大を図り、ジビエ利用を推進すること。
- (3) カメムシやクビアカツヤカミキリ等の害虫への防除費用や忌避費用に対する補助メニューを整備すること。また、効果的な防除方法の研究を行う事業者を支援し、早期に防除等対処法を確立すること。

5 TPP等関連施策の実施と予算措置について

- (1) CPTPP協定、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCOE協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、強い農林水産業の構築、経営安定・安定供給のための備え、知的財産権の保護など、万全な対策を講じること。
また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林水産業者に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。
- (2) 「食料安全保障強化政策大綱」に基づく対策に必要な予算を十分に確保するなど、食料安全保障の強化に向け、万全な対策を講じること。

6 原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う農林水産物の輸入規制を継続している国・地域に対し、すべての都道府県産品の輸入規制の緩和・撤廃に向けた取組をより一層強化すること。

7 災害からの早期復旧のための支援について

頻発する自然災害に対し、被災した農林水産業者の速やかな事業再開に向け、農地や山林、施設等の早期復旧に対する集中的な支援策を講じること。

8 法定外公共物の管理に係る支援について

市町村に譲与された里道や水路等の法定外公共物について、適正に維持管理ができるよう支援策を講じること。

2 農業振興対策

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、頻発する自然災害による農業被害に加え、肥料価格の高騰など極めて厳しい現状にあるとともに、食料自給率は先進国中最低の水準となっている。

こうした中、ウクライナ情勢の影響により、食料の安定供給の確保が改めて重要な課題となったことから、農業の担い手の育成・確保や農家の所得向上など、我が国農業が抱える課題に十分に対応し、強い農業の確立による食料自給率の向上を図ることが喫緊の課題である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 経営支援対策の充実強化について

認定農業者や集落営農、認定新規農業者を支援する経営所得安定対策について、必要な財源を確保するとともに、一層の拡充を図ること。

2 農業農村整備事業関連予算の安定的確保について

- (1) 将来にわたる農業・農村の持続的な発展を図るため、農業農村整備事業予算を長期的かつ安定的に確保すること。
- (2) 農村地域の安全・安心の確保のための農村地域防災減災事業の推進を図ること。

また、水田やため池の活用など、流域治水の取組に必要な財政的・技術的な支援を行うこと。

3 農業の持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 農作業の省力化や生産性、収益力の向上を実現するため、先端技術を駆使したスマート農業を活用することとし、データを活用した農業実践の推進など、農業DXを推進すること。
- (2) 老朽化した農業用施設の早急な機能回復が急務となっている中、補修や更新等による施設の長寿命化対策を進めるため、多面的機能支払交付金等の予算を十分に確保すること。
- (3) 農業生産条件の不利な農山村の振興・活性化を図るため、中山間地域等直接支払制度を一層充実すること。
- (4) 農業に重要な役割を占めている女性・高齢者の能力を十分発揮できる環境整備を促進すること。

- (5) 新規就農者の育成・確保は、我が国農業を持続していく上で極めて重要であるため、新規就農者育成総合対策について、十分な予算を確保すること。
- (6) 耕作放棄地や荒廃農地の発生防止・解消に資する施策を積極的に推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化の促進と生産基盤の効率的な整備の推進を図ること。

4 食料自給率向上、国産農産物の消費拡大に資する施策の推進について

- (1) 水田を最大限に有効活用した作付拡大支援など食料自給率向上施策に関し、十分な財源を確保すること。
- (2) 水田活用の直接支払交付金については、恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置すること。
- (3) 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、外国への輸出を含む農産物の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
- (4) 学校や病院、高齢者施設や公共施設などで供される給食等において、地域の農産物の積極的な利用を促す施策を展開すること。
- (5) 米の需給と価格の安定化に向けた対策を講じること。

5 畜産・酪農等の経営安定対策の充実強化について

- (1) 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実すること。また、畜産・酪農経営の安定と発展に資するため、畜産・酪農経営安定対策の充実強化を図ること。
- (2) 穀物をはじめとする畜産・酪農に関する生産資材の適正価格を維持し、安定供給を図るとともに、国産飼料の自給率向上のため、基盤整備等更なる支援策を講じること。

また、飼料、化学肥料等に頼らない新たな酪農の経営体系の構築を図るため、山地酪農の取組みを推進すること。

- (3) 乳用子牛の出荷支援を充実させること。
- (4) 高病原性鳥インフルエンザをはじめ、豚熱や口蹄疫等の家畜伝染病の侵入・まん延を防止するため、防疫・危機管理体制を強化するとともに、被害を受けた畜産農家等に対する経営支援策を充実すること。あわせて、風評被害の防止に万全の措置を講じること。

特に、高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止に係る支援制度の拡充や、施設整備等に対する継続的な財政支援を行うこと。

6 有機フッ素化合物対策について

有機フッ素化合物（PFOS・PFOA等）について、土壌や農業用水等か

らの効果的な除去方法などの技術を確立すること。また、農産物等に対する不安の解決及び風評被害防止の観点から、土壌及び農畜産物などへの影響について、知見を収集した上で、速やかに公表し、遅滞なく対策を検討すること。

3 林業振興対策

我が国の林業は、木材生産にかかるコストの増大による採算性の悪化や林業従事者の減少、高齢化による維持・管理が困難な森林の増加により、極めて厳しい状況に置かれている。

また、森林の荒廃が進む中において、集中豪雨など自然災害により市民の生命・財産が失われる事態が生じている。

森林は、国土保全、水源のかん養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 林業の持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 森林・林業基本計画の対応方向で示された、森林資源の適正な管理・利用や「新しい林業」に向けた取組の展開、新たな山村価値の創造、木材産業競争力の強化を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。
- (2) 「森林環境譲与税」については、税の主旨である奥地等条件不利地の森林整備を着実に進展させるとともに、都市部における木材利用の推進、都市と山村が連携した取り組みの拡大を推進すること。

2 森林経営管理制度の円滑な運用に係る支援について

森林経営管理制度に係る市町村の体制強化に向け、林務担当者の育成・確保を図る仕組みを確立すること。また、森林所有者や境界確定の一層の促進に向け、森林整備地域活動支援対策の拡充を図ること。

3 森林整備の拡充について

条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業等により、積極的な整備の拡充を図ること。

4 森林整備による防災・減災対策の推進について

災害に強い国土を形成するために治山事業及び森林整備事業を更に強力に推進すること。特に、近年、集中豪雨や台風による甚大な被害が発生していることから、流域治水プロジェクトと連携した治山事業を推進するために必要な財政支援を図ること。

4 水産業振興対策

我が国の水産業は、漁業用の燃油及び資材等の高騰、漁場環境や資源状況の悪化による漁獲量の減少、担い手の不足、国民の魚食離れの進行などにより、極めて厳しい状況にある。

このような中で、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るためには、水産施策のより一層の推進が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 水産業の持続的な発展に関する施策の推進について

- (1) 水産物の安定的な確保に必要な漁船漁業の維持・発展のため、漁業者に対する融資・信用保証などの経営支援策を強化するとともに、新規漁船建造の際の支援制度を拡充すること。
- (2) 適切な魚種の維持と漁業経営の安定化を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対する支援である資源管理・漁業収入安定対策等の拡充強化を図ること。
- (3) 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗放流等の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。
- (4) 安全かつ安定した水産物供給及び国内水産物の競争力を強化し、輸出を推進するため、高度衛生管理に対応した施設整備が図られるよう、十分な水産基盤整備予算を確保すること。

また、施設整備にあわせて必要となる機器等の整備費用についても、十分な財政支援を講じること。

- (5) 地震・津波等の自然災害に強い、安全な漁港づくりに努めるとともに、このための一層の支援策を講じること。

2 日本産水産物の輸入の停止措置等について

原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制について、当該国・地域に対し、科学的根拠に基づく正確な情報を示し粘り強く説明を行い、即時に撤廃するよう強く求めるとともに、政府間交渉の取組状況については、都道府県や市町村と情報を共有すること。

また、輸入の停止措置等により大きな影響を受ける、日本産水産物の輸出に関わる事業者や、風評被害を被る関係者の事業継続に向け、損失の全てに対し

て、国が全責任をもって対応するとともに、輸出先の切替及び国内消費の拡大に向けた取組支援等、万全な措置を講じること。

3 外国漁船対策について

- (1) 我が国の漁業者の安全操業及び水産資源の適切な保存及び管理の推進のため、漁業取締船の増隻及び最新の漁業取締機器の充実化等を行い、違法操業を行う外国漁船の監視及び取締を強化すること。
- (2) 漁業協定の場合などにおいて、我が国の漁業者の安全操業及び外国漁船の違法操業の根絶のための対策強化を強く働きかけること。

4 海洋ごみ対策について

海洋プラスチックごみの中で、漁具が重量比・容積比で大半を占めていることから、漁業者にプラスチック製漁具の適正な管理や処理を指導し、その取組を支援すること。

あわせて、プラスチック代替物による漁具の開発・普及を促進すること。

5 消費者の信頼確保及び食の安全対策

消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、デジタル社会の進展など大きく変化してきており、社会的弱者を狙った悪質商法や食品表示の偽装等による被害は後を絶たず、消費者の安心・安全を確保するための施策の更なる推進が必要となっている。

また、食の安全確保は、国民の健康な生活の基礎をなす重要事項であることから、不正を見逃さない監視体制や安全管理・衛生管理体制の強化など、消費者の信頼を得るための取組がより一層求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 消費者安心・安全確保対策の推進について

消費者の利益の擁護及び増進、消費者による自主的かつ合理的な商品及びサービスの選択の確保、消費生活に密接に関連する物資の表示など、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、必要な支援の更なる拡充を図ること。

2 食の安全性確保への取組について

食に対する消費者の信頼を確保するため、トレーサビリティシステム(生産履歴管理)、GAP(農業生産工程管理)、HACCP(危害要因分析・重要管理点)などの普及促進の支援を図ることにより、産地から食卓までの食の安全性を高めること。

3 輸入食材等の安全確保について

輸入食材等の安全性に関しては、一層の監視及び検査体制の充実強化を図るとともに、消費者・販売者等への情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

6 中小企業振興対策等

我が国の中小企業の経営は、原材料・エネルギー価格の高騰や人件費の上昇、人手不足、不十分な価格転嫁等、極めて厳しい状況に置かれている。中小企業の経営動向は、地域経済にも強い影響をあたえることから、支援の拡充が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 中小企業への支援について

- (1) 米国の関税措置の影響を受ける様々な産業に配慮した交渉を行うとともに、事業者に対するきめ細かい支援を講じること。
- (2) 物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている事業者に対し、安定的な経営に向けた財政支援策を講じるとともに、経営環境整備のため中長期的な支援の継続を図ること。
- (3) 中小企業による力強い賃上げや投資の実現のため、生産性向上はもとより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適正な価格転嫁の定着化や、大企業と中小企業間における取引の適正化に向けた対策の一層の強化を図ること。
- (4) 中小企業の廃業から優れた技術や雇用を守るため、第三者を含めた後継者への事業承継支援策の強化を図ること。

2 地域経済の活性化のための経済対策の推進について

地方創生の視点に立った総合的かつ積極的な実効性のある経済対策を講じること。また、地方の中小企業等の生産性向上や国内外の販路開拓等に対する支援の充実を図ること。

3 地域資源の活用促進について

- (1) 中小企業者と農林水産業者の連携による農商工連携は、地域資源の活用や地域活性化に有効な施策であることから一層の拡充を図ること。
- (2) 地域団体商標制度(地域ブランド)の活用促進を図ること。

4 地域商業の振興について

- (1) 活力ある地域コミュニティを担う商店街等の振興のため、地域商店街活性化法に基づく支援の拡充強化を図ること。

- (2) 商店街に設置された街路灯の老朽化や維持管理費の問題を解決するため、新たな対応策や補助金の創設などを検討する協議会を設置すること。

5 物流業・建設業の労働環境改善等について

ドライバー等の長時間労働の改善や賃金水準向上、物流の効率化や商慣行の改善、建設業における生産性向上などの取組を推進すること。

6 災害からの早期復旧のための支援について

頻発する自然災害に対し、被災した中小企業の事業継続に向け、施設や設備の早期復旧に対する集中的な支援策を講じること。

7 資源・エネルギー対策

長引くロシアのウクライナ侵攻による先行きの見えない国際情勢の変化や世界的なエネルギー需要の増加、さらには円安の進行等を要因としたエネルギー価格・物価高騰は、市民生活等に多大な影響を与えている。

このような情勢の中、価格高騰に直面する市民の不安の解消、また、地域経済活性化のためにも、制度改正など具体的な対策を講じることが急務である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 エネルギー価格高騰への対策について

- (1) エネルギー価格高騰は市民生活に多大な影響を与えることから、市民生活に直結する電気・ガス等の安定供給や電気・ガス料金負担軽減支援事業の拡充など、公共料金への補助・給付等の支援や一層の措置を講ずること。
- (2) 安定的な供給が難しい離島における燃料供給について、ガソリン流通コスト対策事業の補助額の拡充のほか、灯油や軽油などについても補助の対象となるよう対象油種を拡充するなど、本土との格差是正に向け十分な支援を講じること。

2 脱炭素社会関連施策等の推進について

- (1) 地方自治体が脱炭素社会の実現を目指すため、地域の課題や現状に応じた脱炭素に資する事業に活用できる、汎用性が高く利用しやすい交付金を拡充するとともに、様々な施策に取り組むための、長期継続的な支援を講じること。
- (2) 太陽光や風力、水力、バイオマス、地熱発電等の再生可能エネルギーの研究・開発に積極的に取り組むこと。
また、発電施設の設置・建設について支援措置の充実を図り、安全で安定的な電力供給対策を実施すること。
- (3) 農山漁村における未利用土地や水、バイオマス等を利用した再生可能エネルギーによる発電は、地元使用のほか、売電収益を地域発展に活用できることから、導入推進のための支援を図ること。
- (4) 再生可能エネルギーの余剰電力を有効に活用するため、地域間融通ができる送電網の強化や大型蓄電池の開発促進を着実に進めること。
- (5) 火力発電の高効率化及びCO₂削減を実現する次世代の火力発電技術や、CO₂を資源として有効活用するカーボンリサイクル技術の早期確立を目指すこと。

指すため、予算の拡充を図ること。

- (6) 洋上風力発電や原子力発電所の再稼働、水素の活用など、国が関わっているエネルギー政策の具体的スケジュールと地方の温室効果ガス排出量に与える影響について情報提供を行うとともに、充電設備や水素ステーションなどインフラ整備の積極的な推進とスケジュールの明確化を図ること。

3 太陽光発電施設の設置に関する法整備について

- (1) 太陽光発電施設について、地域の景観維持、環境保全及び防災の観点から適正な設置がされるよう、立地の規制等に係る法律に則した厳密な措置を行うこと。また、太陽光パネルをはじめとする発電設備等の設置管理、撤去・廃棄、リサイクルまでが適正に実施されるよう、地方自治体の意見を十分に反映すること。その際、地方自治体に過度な負担が生じないように配慮し、再生可能エネルギーの規制と普及が両立する仕組みについて早急に確立すること。
- (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づいて認定された事業が未着工の場合、認定後に関係市町村が制定した条例等の遵守を義務付けるとともに、関係法令が遵守されているか見極め、認定審査基準により改めて認定すること。
- (3) 既に事業を開始した太陽光発電施設の安全性に課題のある事業についても、関係自治体の意見を聞き、国が責任を持って確認し対応すること。

4 原子力発電の安全確保等について

- (1) 原子力発電の万全な安全確保のため、原子力技術者及び研究者の養成確保に努めること。
また、放射性廃棄物の処分に関する研究開発を着実に進めること。
- (2) 原子力発電事業者に対し、徹底した情報公開など指導・監督を強化すること。

建設運輸委員会

(令和 7 年 7 月 22 日決定)

1 自然災害対策の推進

我が国は、自然的・地理的条件から台風、豪雨、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっており、特に近年、各地で豪雨災害や大規模地震等が発生し、甚大な被害をもたらしている。

地方自治体は、こうした自然災害に備え、様々な対策を講じているが、住民の生命、身体及び財産を守るためには、自然災害対策の更なる充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 台風・豪雨対策の推進について

- (1) 流域治水の着実な推進を図るため、流域治水の本格的実践に必要な予算・財源の確保などの支援を行うこと。
また、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組を推進するにあたっては、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- (2) 気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応する流域治水の取組を推進するため、河川整備計画に沿った整備の促進に加え、適正な維持管理を実施すること。また、河川改修事業を計画的かつ着実に実施すること。
- (3) マイ・タイムライン（各自の防災行動計画）の普及や水災害リスクを踏まえた防災まちづくりなど、流域治水の取組に必要な財政的・技術的な支援を行うこと。
- (4) 土砂災害防止法及び急傾斜地法に規定されている各施策の一層の強化を図ること。

2 地震・津波対策等の推進について

- (1) 南海トラフ地震対策特別措置法や日本海溝・千島海溝地震特別措置法に基づく津波避難対策のための集団移転促進事業の採択要件緩和及び国庫補助の引上げを行うこと。
- (2) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に盛り込まれる津波防護施設、海岸保全施設等の施設整備など、各事業への財政支援の充実強化を図ること。
- (3) 地震のみならず豪雨災害対応の中心的施設となる庁舎や、学校施設を含む避難施設等の建設及び耐震補強については、緊急防災・減災事業債の拡充などにより、地方自治体が行う防災・減災対策の財源を十分に確保すること。

- (4) 住宅の耐震化率を向上させるため、住宅の耐震化に対する市民意識の高揚を促すとともに、耐震診断や耐震改修等への財政支援を拡充し、住宅耐震化推進施策の抜本的強化を図ること。

また、昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した家屋についても多数の地震被害が発生していることから、現行の建築基準法の早期見直しを行い、補助対象とすること。

- (5) 木造住宅耐震補強に対する補助について、現行の補助限度額の引き上げ、並びに安価に短期間で実施できる個室の耐震化・耐震シェルター・防災ベッドなどを対象とした補助の拡充を行うこと。

3 災害復旧・復興支援について

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、復旧事業に対する十分な予算を確保すること。また、災害復旧事業の早期採択を行うとともに、事業に要する経費の地方負担に対して、迅速な補正予算措置や特別交付税の増額配分など、更なる支援の充実強化を図ること。
- (2) 被災地の復旧・復興に当たっては、再度の災害発生を防ぐため、原形復旧に留まらず、改良復旧（適応復興）も積極的に推進すること。また、改良復旧事業の採択基準を緩和すること。
- (3) 公共土木施設や農地等の災害復旧のための費用負担に関して、国庫補助のかさ上げを行う激甚災害制度の指定基準の要件を緩和し、使い勝手がよいものとする。

4 災害対応の充実強化について

- (1) 地域の実情に合わせた、より一層の細密な台風や集中豪雨等の観測体制及び予測体制の充実強化を図ること。
- (2) 防災や復旧などの技術職の専門人材が不足している地方自治体に対する支援の充実強化を図ること。あわせて、災害時の現場対応や地方自治体の支援において大きな役割を担う国の地方機関の人員体制についても引き続き充実強化を図ること。
- (3) 地方自治体が作成するハザードマップについて、技術支援の強化や作成に要する人的支援及び財政支援の拡充を図ること。
- (4) 自然災害による被害を最小限に抑えるため、河川の水位や積雪状況などリアルタイムで把握するためのカメラの増設などの導入に係る十分な財政支援を講じること。
- (5) 避難所における D V T（深部静脈血栓症）検診の導入について地方自治体へ周知すること。また、D V Tを発症させないためにも、避難所開設当初から段ボールベッド等の簡易ベッドの迅速な設置について引き続

き周知するとともに、財政支援についても充実強化を図ること。

- (6) 避難所における空調整備や井戸の整備など、避難所環境の改善に向けた取組の強化が必要であるが、多額の費用を要することから財政支援の強化を行うこと。
- (7) 地方自治体が民間施設を避難所として使用した際の借上費用について、災害救助法の適用基準に満たない規模の災害に対しても財政措置を講じること。
- (8) 上下水道が寸断されている状況では、水洗トイレを使用することができず衛生面や体調面等に悪影響を及ぼすことから、全国を網羅して広域的に配備するトイレカー（トイレトレーラー）の整備を進めること。
- (9) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援の拡充を図ること。なお、被災者生活再建支援制度については、支援金の支給対象を全ての半壊や一部損壊にまで拡大するとともに、上限額の引上げ、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。

2 各種交通基盤整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの各種交通基盤は、住民生活や地域の経済、産業を発展させるなど、地方創生の実現に欠かすことのできない重要な社会資本であり、これらの社会資本整備が進んでいない地域は、地方創生の取組を進める上で、大変不利な状況にある。

また、全国各地で地域住民の生活を支える地域鉄道やバス路線の廃止が相次ぐなど、各種交通を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっていることから、各種交通基盤の維持や、より一層の整備促進、支援施策の充実を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 道路の整備促進について

- (1) 道路の計画的な整備と適切な維持管理のほか、渋滞や事故ポイントの解消を図るため、道路関係予算の所要額を長期安定的に確保すること。
- (2) ミッシングリンク（未開通区間）を解消するため、高規格幹線道路と地域高規格道路を合わせた高規格道路ネットワークの早期整備を図るとともに、安定的に道路整備等を実施できるよう、建設資材高騰や労務費の上昇を踏まえた財源の確保に万全を期すこと。
- (3) 高規格道路ネットワークについて、時間距離の短縮による国土の連結強化や地域生活圏の交流人口確保を図るためにも、所要の財源を確保し、整備促進を図るとともに、候補路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、計画路線への格上げを図ること。
- (4) 高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題も検証しながら適時適切な見直し検討を行い、公正妥当な制度の実現を図ること。

また、利用率向上に向け、安定的でシンプルな料金制度を構築すること。

- (5) 高速道路の債務の確実な償還及び将来の更新等に対応可能な料金制度とすること。
- (6) 地方自治体間における圏域を超えた新たな社会や経済圏の形成及び発展のため、平常時、災害時ともに物流・人流を確保することができるよう、暫定2車線区間の4車線化やバイパス、環状道路など、広域的な道路ネットワークの整備を促進するとともに、必要な財源を確保すること。
- (7) 地方自治体が管理する跨道橋及び跨線橋を含む橋梁等の道路施設の老朽化対策として予防保全の推進や改築及び維持管理に必要な支援策の充実強化を図ること。

- (8) 積雪寒冷地域等の道路除排雪体制を確保・維持するための安定した財源確保と各種雪対策の一層の充実強化を図ること。

2 新幹線鉄道等の整備促進について

- (1) 整備新幹線の着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間については、整備方針を早期に策定すること。

また、基本計画路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、整備計画への格上げを図ること。

- (2) 整備新幹線の建設に当たっては、安定的な事業推進が可能となるよう、建設財源を確保するとともに、地方負担に対する適切な財源支援措置を講じること。

また、既着工区間の工事費の増額分については、沿線自治体に新たな負担が生じないよう対処すること。

- (3) 新幹線整備に当たっては、沿線自治体のまちづくりに係る都市計画事業等の進捗に合わせ、着実に整備を進めること。

また、整備効果拡大のため、安全運行を確保した上で走行速度の向上や運行本数の確保、二次交通への運行支援など、旅客利便性の向上に対する支援を行うこと。

- (4) 整備新幹線やリニア中央新幹線については、沿線環境への影響を配慮しつつ早期開業を実現すること。

また、高速交通ネットワーク形成に伴う産業や観光振興、まちづくりに寄与するインフラの早期整備を図ること。

3 公共交通の確保・維持について

(1) 地域公共交通の充実強化

- ① 利用者の減少やエネルギー価格の高騰等により、厳しい経営環境に置かれている地域公共交通の事業者及び地方自治体に対し、路線を維持するための財政支援を引き続き講じること。
- ② 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保及び充実のため、地域公共交通活性化再生法に基づく再構築の取組を着実に推進できるよう地方への支援を行うこと。
- ③ ローカル鉄道や路線バスについて、地方自治体が主体となる公有民営方式の導入や交通DX・GXの推進、低炭素社会の実現を図るため、新たな公共交通ネットワーク構築の支援をはじめ、既存の税制や法制の特例措置を講じること。
- ④ バス路線及びコミュニティバス、デマンド型交通等が公共交通として機能するよう包括的な支援体制を構築し、公共交通空白地の解消を図る

とともに、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等について、地域の実情に応じて補助制度を拡充すること。

- ⑤ 離島における燃料供給については、地理的条件により本土との価格差が顕著で常に格差を強いられており、コミュニティバスなどの公共交通機関に与える影響が非常に大きいことから、財源措置などの必要な支援を行うこと。
- ⑥ 公共交通の担い手を将来にわたって安定的に確保していくため、運転手等の人材の確保及び育成に係る支援体制を整備するとともに、働き方改革の推進に取り組むこと。
- ⑦ 地域公共交通の再構築に当たっては、鉄道・バスに係るEV車両や自動運転車両など先進的な車両の導入等を支援する事業の推進を図ること。
- ⑧ 鉄道駅やバスターミナルなど、旅客施設のバリアフリー化の推進を図るため、財政措置の充実強化を図ること。
- ⑨ 高齢者や障がい者等交通弱者が社会生活・経済活動を維持できるよう、自動運転移動サービスの導入を含めた地域公共交通の環境整備、地方自治体を実施するバス・タクシー等の利用促進施策、超小型モビリティ（小型自動車）をはじめとする新たな交通手段の開発などに対する支援の充実強化を図ること。

また、自動運転システムについてはレベル4以上の車両の開発促進など、自動運転車両の実現化に向けた環境整備を加速させること。

- ⑩ 学校による送迎負担の軽減とバス事業者の収支改善を図るため、路線バスとスクールバスの運行を実質的に統合する取組に対する支援を講じること。

(2) 鉄道事業に対する支援

- ① 新幹線開業時にJRから経営分離される並行在来線の存続のため、地方負担の軽減等に係る新たな方策を講じること。

また、運営費助成や交付税措置の拡充、初期投資及び施設更新費用に係る鉄道事業者への補助制度の創設、譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充、JR路線等への乗継割引に対する財政支援制度の創設等、経営の安定化に向けた支援の充実強化を図ること。

- ② 地域住民の移動手段の確保の重要性に鑑み、地域鉄道関係予算の所要額を確保すること。また、地域鉄道や路面電車を支援している地方自治体に対する、財政措置の充実強化を図るとともに、鉄道事業者への経営損失に対する欠損補助制度を創設すること。
- ③ 鉄道事業再構築実施計画に基づく、車両設備などの鉄道施設の整備に

係る補助割合を堅持するとともに、地方自治体が行う車庫の整備や遮断機などの予備品の購入経費に係る補助対象の拡充を図ること。

- ④ 地方自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、国土交通大臣が組織する地域鉄道の再構築協議会においては、廃止ありきの協議ではなく、地域住民の利便性の確保に取り組むこと。
- ⑤ 赤字の地域鉄道について、経営の上下分離方式により存続を図る場合には、鉄道施設等の譲渡などに対して法人税等にかかる税制上の特例措置を講じるなど、存続に向けた支援を強化すること。
- ⑥ 沖縄県の慢性的な交通渋滞の緩和と均衡ある持続的な発展を図るため、沖縄振興計画に掲げる鉄軌道を含む新公共システムの早期導入に加え、本島（中）南部圏域への鉄軌道の延伸等を図ること。
- ⑦ J R 北海道が経営改善に向けた取組を着実に進めるよう、国の支援の拡充を行うこと。
- ⑧ 各旅客会社が J R 貨物の負担軽減のため、線路の維持管理費の多くを負担する現行ルールの見直しなど、負担軽減についての新たな仕組みを早急に構築すること。
- ⑨ 早急な対応が迫られている橋梁やトンネル、高架橋などの老朽化した鉄道施設について、保全・更新や耐震化などの推進を図ること。

(3) 離島航路等に対する支援

- ① 離島の生命線となっている離島航路・航空路の確保・維持を図るため、就航する船舶の建造や航空機の購入及び運航費等に対する支援措置を拡充するとともに、支援策の抜本強化を盛り込んだ新たな法律を早期に制定すること。
- ② 離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう、高速船ジェットフォイルの代替船建造や新船建造に対する財政支援を行うこと。
- ③ 特定国境離島の観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者に、当該地域への観光客やビジネス客も加えること。

4 空港の整備促進について

- (1) 地方の産業・経済や地域住民の生活を支える基盤として重要な役割を担っている地方の航空路線を維持・活性化するため、適切な措置を講じること。
- (2) 空港へアクセスする鉄道及び道路等の整備促進を図るとともに、空港を拠点とした地域振興策を推進すること。

5 港湾の整備促進について

- (1) 港湾を大規模災害に備えた防災拠点とするため、防波堤や防潮堤、耐震強化岸壁の整備など、災害対応力を強化すること。また、既存港湾施設について、予防的な維持管理による計画的、総合的な港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策を推進すること。
- (2) 海上輸送網の拠点である港湾は、地域の雇用と経済を支える重要な役割を担っていることから、防災機能の向上及び物流効率化に向けた予算を確保すること。
- (3) クルーズ客船の受入態勢の拡充や旅客船及び貨客船に対する利便性の向上を図るため、岸壁や旅客ターミナル等整備による港湾関係施策を充実強化すること。
- (4) 太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点からも日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。
- (5) 地方港湾を中心に各種港湾の防波堤、岸壁等の港湾施設について、地方創生港整備推進交付金等による一層の支援措置を講じること。

3 都市基盤整備の推進

街路や公園などの都市基盤は、住民にとって快適で豊かな生活環境をもたらすとともに、地域活性化に不可欠なものである。また、強靱で持続可能な上下水道の構築は、ライフラインとして非常に重要である。

しかしながら、多くの社会資本の老朽化が深刻になるなど、様々な問題を抱えている。さらに、土地利用に関しては、人口減少、高齢社会の進行などにより、空き家・空き地などの増加や所有者不明土地の問題が顕在化しており、これら諸課題への対応が急務となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 社会資本整備事業等の推進について

- (1) 地方自治体が社会資本整備を行う上で重要な役割を担っている、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (2) 橋梁やトンネル等の老朽化対策については、予防保全や新技術も活用し、維持管理の高度化・効率化や機能向上型更新を安定的かつ計画的に進めていくために必要な予算を確保するとともに、緊急に修繕等の措置が必要な場合には、優先的に財政支援を行うこと。
- (3) 公共工事の担い手不足が懸念される中、公共工事の平準化を促進するため、補助対象事業において、債務負担行為の活用や繰越明許が円滑に行えるよう特段の支援措置を講じるとともに、地方自治体に対して統一的な情報提供などに取り組むこと。
- (4) 建設業において 2024 年度から時間外労働の上限規制が適用され、大幅な人手不足が生じていることから、適正な工期設定や工程合理化による生産性向上などの取組を推進すること。

2 市街地整備の推進について

- (1) 都市機能の増進及び経済活力の向上に係る中心市街地活性化法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。
- (2) コンパクトシティ推進に係る都市再生特別措置法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。

また、同法に基づき地方自治体が策定する立地適正化計画について、策定段階での支援を拡充すること。

- (3) 災害時の移動・輸送や交通の混雑の緩和等に資する自転車活用の推進を図るため、自転車専用道路・自転車専用通行帯、シェアサイクル施設等の整備を推進すること。
また、放置自転車の解決に向けて、駐輪場等の整備に対する支援を図ること。
- (4) 災害に強いまちづくりのため、地震や火災時等の避難地や復旧・復興の拠点となる防災公園の整備を推進すること。また、都市公園の整備を推進するため、都市公園事業や緑地保全等事業などに対し十分な支援措置を講じるとともに、歴史や景観など、地域の特色を活用した公園設置への支援を図ること。
- (5) 都市の緑地保全のため、緑地の公有地化への財政的支援制度の拡充を図ること。また、公有緑地の維持管理経費など、都市緑地の環境整備費用への補助制度や、私有緑地の所有者に対する相続税の納税猶予など、税負担の軽減制度を創設すること。
- (6) 歩行者の安全確保のため、ガードパイプ・ガードレール等の交通安全施設の整備を促進すること。

3 空き家・空き地及び所有者不明土地対策の推進について

- (1) 地方自治体が空き家・空き地及び所有者不明土地対策を適正に推進できるよう、財産管理制度の円滑な活用や残置物の処理方法及び先進事例等を整理して情報提供するなど、支援を強化すること。
- (2) 特定空家や管理不全空家の発生を防止するため、所有者及び相続人の管理責任の更なる強化を図ること。
- (3) 不動産の所有権移転や住所変更の登記を促進するため、登録免許税の軽減措置の継続・拡充など所有者の負担軽減を図ること。
- (4) 空き家・空き地の長期間の放置や増加を抑制するため、流通を促進する仕組みを充実するとともに、空き家・空き地バンクの運用や所有者への働きかけなど、地方自治体が行う取り組みに対して財政的・技術的な支援を行うこと。
- (5) 空き地・空き家の所有者情報について、所有者の同意が得られない場合においても、空家等管理活用支援法人や所有者不明土地利用円滑化等推進法人等に提供し有効活用できるよう、守秘義務を緩和する仕組みを検討すること。
- (6) 空家対策特別措置法の対象外である「長屋」については、条例で対応しているが、課税情報の利用や是正指導の実効性などに限界があることから、同法の対象に加えること。
- (7) 廃業旅館、マンション、工場などの大規模空き家対策について、単独

の自治体では財政的、人的負担が過大なため、国や都道府県が管轄する制度を構築すること。

- (8) 倒壊する危険のある空き家等に対し、地方自治体の代執行による除却を推進するための財政措置及び所有者への解体費用の助成を拡充すること。
- (9) 空き地における草木の繁茂等生活環境問題について、市区町村に指導権限を与え問題解決が図られるよう、空家対策特別措置法と同様の法整備を図ること。
- (10) 所有者不明土地の早期解消を図るため、不動産登記システムと住民基本台帳ネットワークシステム等との連携を図るなど、多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組みを構築すること。
- (11) 地籍調査について、効率的な調査手法の積極的な導入を推進するとともに、地域からの要望を踏まえ、必要な予算を十分に確保すること。
- (12) 空き家・空き地対策を担う人材を育成するため、専門家の派遣制度や研修機会の充実を図ること。
- (13) 広く国民に対し様々な媒体を通して、空き家・空き地の問題意識の醸成と不動産の適正管理・活用の啓発を図ること。

4 水道整備の推進について

- (1) 水道施設の耐震化や老朽施設の更新、水道事業の広域化を推進し、将来に向けて安全で強靱かつ持続可能な水道施設を構築できるようにするため、生活基盤施設耐震化等交付金などの国庫補助採択基準の撤廃ないし緩和を図ること。

また、地方自治体の財政状況を考慮した交付金制度の拡充及び手続きの簡素化を図ること。

このほか、老朽施設の更新・耐震化を促進するための技術的支援を強化するとともに、最新技術の導入支援や専門家派遣制度の充実を図ること。

- (2) 補助対象となっていない、配水支管に対する補助制度を創設すること。
- (3) 耐震化計画策定・実施に対する財政支援の拡充を図ること。また、画一的な基準ではなく、地域の実情に応じた柔軟な耐震化計画の策定を可能とし、地域特性や地盤状況を考慮した計画策定について支援すること。
- (4) 災害発生時における応急給水体制の強化を図るため、地方自治体が行う給水拠点の整備や緊急時対応マニュアルの作成に対して支援すること。
- (5) 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA等）の検査を水道事業者へ義務付けるにあたり、円滑な実施や水質基準を満たさない場合に早急な改善措置を取れるよう、官民間わず水道事業へ財政支援を行うこと。
- (6) 水道施設や河川等における効果的な有機フッ素化合物（PFOS・P

ＦＯＡ等）の除去等に関する技術を確立すること。

５ 下水道整備の推進について

- (1) 下水道事業を安定的に持続させるため、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するとともに、修繕や維持に係る費用についても国庫補助対象とすること。

また、集中豪雨等による河川氾濫や内水氾濫などの浸水被害を防止・軽減するための河川工事に加え、排水機場や排水ポンプ車整備、雨水貯留浸透施設の整備等を促進するためにも、十分な財源を確保すること。

- (2) 普及の立ち遅れている地域の下水道整備を推進するため、財政措置の充実強化を図ること。

６ 法定外公共物の管理に係る支援について

市町村に譲与された里道や水路等の法定外公共物について、適正に維持管理ができるよう財政支援を講じること。

4 観光施策の推進

観光は、地域間の交流人口や雇用の拡大など、地域経済の活性化に資するほか、国際相互理解の促進などを併せ持つ我が国の重要産業となっている。

現在、観光需要はコロナ禍前の水準を上回るまでに回復しているが、生産性の低さや人手不足といった構造的課題に直面しており、国と地方自治体が一体となった取組が求められている。

地域の活性化のためにも、宿泊施設や交通機関、旅行業などへの支援が必要であるとともに、持続可能で魅力あふれる観光地の形成に取り組み、インバウンドや国内旅行の拡大を図ることが重要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 魅力ある観光地域づくりの促進について

- (1) インバウンドや国内旅行の拡大につなげていくため、受入環境の整備や観光産業の生産性向上・高付加価値化、観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すること。

また、特定の観光地におけるオーバーツーリズムなどに配慮し、持続可能な観光を推進すること。

- (2) 豪雨や震災などで被災した地域の観光復興に資する各種支援策の迅速な実施を図ること。また、国内外に向けた正確な情報発信や風評被害の防止など、誘客に向けた支援を図ること。
- (3) 観光先進国実現に向けた観光基盤の充実強化を図るための国際観光旅客税について、その税収により、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金を創設すること。
- (4) 歴史的街並みの保存や美しい景観に資する無電柱化については、安全で快適な通行空間の確保に加え、防災の面からも有効であることから、積極的な支援を図ること。

2 国内外旅行者の増加に向けた施策について

- (1) 訪日外国人旅行者が観光地や公共交通機関においてストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や民間事業者等が行う、多言語対応やキャッシュレス決済の普及、無料Wi-Fiサービスの提供などに対する支援措置を強化すること。

- (2) 地方空港及び港湾の就航先の拡大及び利活用の推進は、地方への周遊を促し、地方の魅力を発信することから、支援の継続及び拡充を図ること。
- (3) 諸外国への訪日プロモーションを推進するため、デジタルマーケティング等を活用し、観光需要の変化を見据えた取組に対する支援措置を強化すること。
- (4) 地域に与える経済波及効果やビジネス機会の創出などの幅広い経済的意義を有する、国際会議や国際展示会等の誘致を促進すること。